

東久留米市障害者計画 第4期障害福祉計画

平成27年3月
東久留米市

障害者計画・障害福祉計画の策定に寄せて

東久留米市は、平成 24 年に第 3 期障害福祉計画を策定し、その計画に沿って障害者施策の充実を進めてまいりました。また、平成 24 年 10 月には、障害のある方や当事者団体、関係機関代表者等を委員とした地域自立支援協議会を設置し、PDCA サイクルに則り、計画の進捗の点検、評価を行ってきました。

一方、国においてはその間、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者の権利に関する条約の批准など、障害者に係わる重要な法の整備等が行われてきました。

こうした国の動向にも的確に対応しつつ、これまで地域福祉計画に包含されていた障害者計画と障害福祉計画を一体として、「東久留米市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」を策定しました。この計画は、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」を基本理念とし、計画の期間内に達成すべき目標と、達成のために取り組むべき施策をまとめたものです。

今後、東久留米市は障害当事者や当事者団体、関係機関、一般企業、さらには地域の皆様と連携し、本計画の推進を図ってまいります。

本市が目指す「夢と希望の持てる元気なまち」へ向けて歩みを進めるために、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。



平成 27 年 3 月

東久留米市長

並木克巳

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4
5	計画策定の方法	5

第2章 障害のある人の現状と推計 ～サービスの実績と評価～

1	障害者の状況	6
2	障害者に対するサービスの状況	16
3	アンケートとヒアリングから分かったこと	22

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	56
2	基本的視点	57
3	基本目標	58
4	障害者計画の施策体系	62

第4章 障害者計画における施策の推進

1	相談支援体制の充実	63
2	地域生活を支援するサービスの充実	66
3	障害児への療育と特別支援教育の充実	70
4	安心して地域で生活できる環境の整備	73
5	就労や社会活動による生きがいづくりの推進	77
6	心のバリアフリーの推進	80

第5章 障害福祉計画

- 1 障害福祉計画の基本的な考え方 81
- 2 平成29年度に向けた目標の設定 83
- 3 事業量の見込み 85

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制と進行管理 99

参考資料

- 1 検討経過 101
- 2 東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱 103
- 3 東久留米市地域自立支援協議会設置要綱 105
- 4 東久留米市地域自立支援協議会委員名簿(平成26年度) 107
- 5 市内施設一覧 108

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障害のある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成23年8月、本計画の根拠法となる障害者基本法が一部改正され、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。平成24年10月には、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待の防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を課した「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」、新たに難病患者もサービス受給の対象とし、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行（一部は平成26年4月施行）されました。さらに、平成25年6月には差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布されました。

さらに国は平成25年9月に、「障害者基本計画（第3次）」を策定し、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。こうした国内法等の整備を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」が平成26年1月に批准されました。

本市においても、平成24年に地域自立支援協議会を設置し、障害福祉の関係団体による連携強化や地域における情報共有、障害のある人に対する支援体制の強化について協議するなど、障害者施策の推進に努めてきました。このような状況を踏まえるとともに、長期的視点から総合的かつ計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、「東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定します。

【 障害者施策にかかわる主な関連法令の動向 】

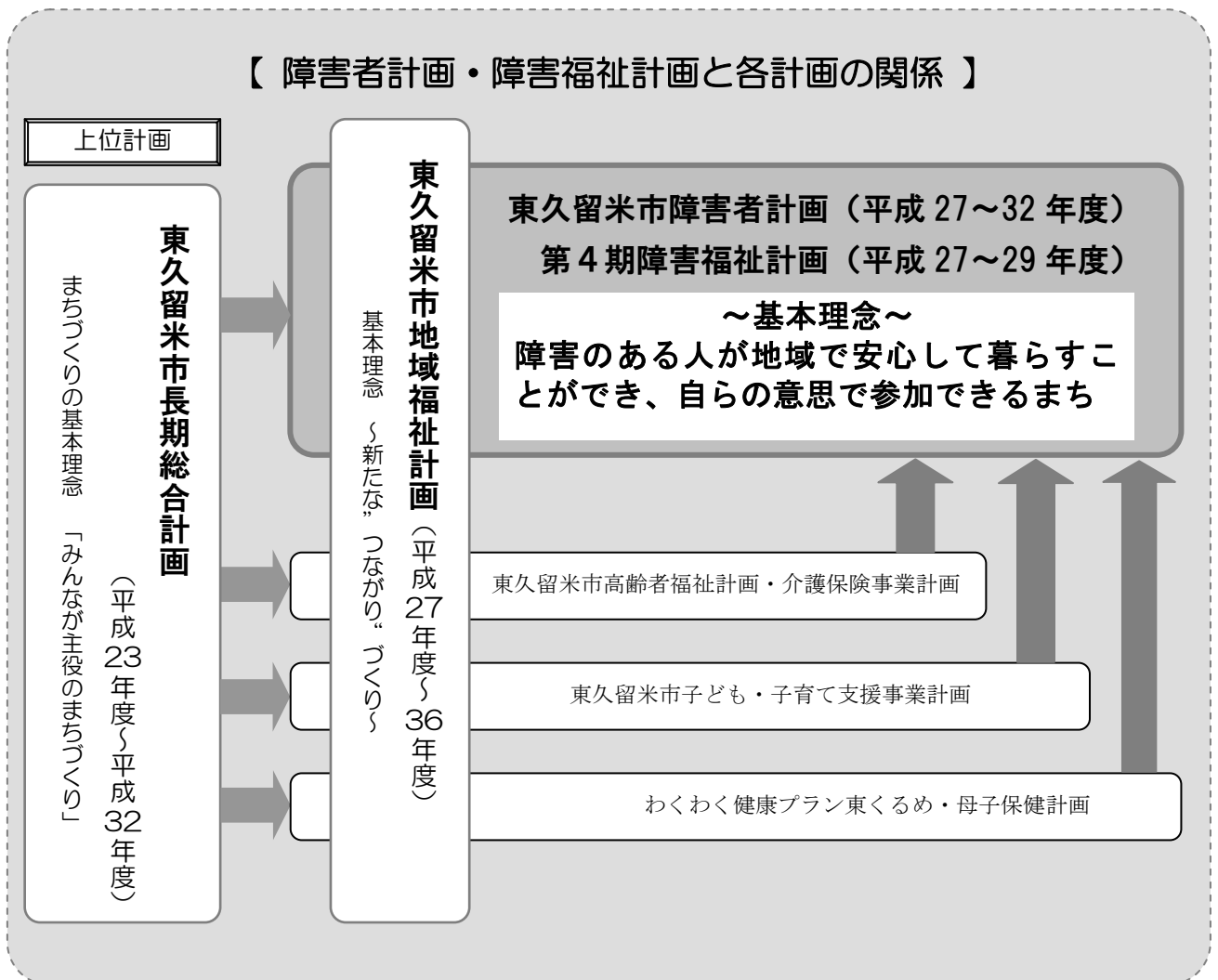
年 度	関連法令等	概 要
平成 18 年	・ 障害者自立支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	・ 福祉サービス体系の再編 ・ 雇用対策の強化、助成の拡大等 ・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	・ 障害者基本法の一部改正	・ 市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	・ 障害者雇用促進法の一部改正	・ 障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	・ 障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正	・ 利用者負担の見直し、同行援護の創設、障害者の範囲に発達障害を加えるなど
平成 23 年	・ 障害者基本法の一部改正	・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	・ 障害者虐待防止法の施行 ・ 障害者自立支援法の一部改正 ・ 児童福祉法の一部改正	・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障害児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 公職選挙法の一部改正 ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の成立 ・ 障害者の権利に関する条約の批准	・ 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	・ 障害者総合支援法の改正	・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など

2 計画の性格

この計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第4次長期総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」と整合を図っています。

【 障害者計画・障害福祉計画と各計画の関係 】



3 計画の対象

この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※ 障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

10年前に地域福祉計画を策定した際、「障害」の表記について、「窓口表示やパンフレットなど法律以外での使用に際しては、障害者団体の声や他市の状況を踏まえ平仮名等の使用についての検討を進めます」としました。平成26年12月現在、都内26市で「障害」の表記を平仮名に改めた市は5市で、今回のアンケート調査結果からも「障害」の表記に慣れ親しんでいる方も多いことが分かりました。よって、今回の計画策定においては、法律用語である「障害」を引き続き使用することとします。

4 計画の期間

障害者計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成32年度までの6年間とします。

障害福祉計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

計画の期間

H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者計画					
第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		

5 計画策定の方法

(１)「障害者計画検討委員会」及び「東久留米市地域自立支援協議会」の開催 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

この計画は、庁内の障害福祉に関する関係課長から構成される「障害者計画検討委員会」及び、障害当事者や障害団体の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を審議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

（２）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

この計画の策定に当たっては、市民の福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握するために、障害当事者だけではなく、障害のない市民を対象に「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査」を実施しました。

上記のアンケート調査によって浮き彫りになった課題に的を絞って、地域自立支援協議会に代表者が入っていない障害団体からも、ご意見を聴くため、ヒアリング調査を実施しました。また、市内事業者を対象として同じ趣旨のアンケート調査を行いました。

(3) パブリックコメント等の実施

この計画の素案を、市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

平成 27 年 2 月 11 日には、地域自立支援協議会を市民参加型で開催し、計画全体について協議会委員が直接に市民から意見を聴く場を設けました。

障害のある人の現状と推計 ～サービスの実績と評価～

1 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

東久留米市の身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年 10 月時点で 3,461 人となっています。種別でみると、下肢障害が 1,379 人と最も多く、次いで内部障害の 1,055 人となっています。等級でみると 1 級の方が 1,164 人と最も多く、次いで 4 級の 848 人となっています。

※ 平成 26 年度より抽出条件を変更したため、数値が大きく変わっています

表 1－1 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	4,204	4,374	4,471	4,485	3,461
視覚障害	304	310	317	305	256
	7.2%	7.1%	7.1%	6.8%	7.4%
聴覚・平衡機能障害	377	387	392	391	325
	9.0%	8.8%	8.8%	8.7%	9.4%
音声・言語・そ しゃく機能障 害	76	82	86	81	108
	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	3.1%
下肢障害	946	1,017	1,045	1,089	1,379
	22.5%	23.3%	23.4%	24.3%	39.8%
上肢障害	773	797	823	816	817
	18.4%	18.2%	18.4%	18.2%	23.6%
体幹障害	501	507	503	460	372
	11.9%	11.6%	11.2%	10.3%	10.7%
内部障害	1,227	1,274	1,305	1,343	1,055
	29.2%	29.1%	29.2%	29.9%	30.5%

(資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在 平成 26 年度は 10 月 1 日現在)

※平成 25 年度までは主な障害で抽出、平成 26 年度は該当者全員

表1-2 年齢構成別身体障害者手帳所持者の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	区分	平成26年度
全 体	4,204	4,374	4,471	4,485	全 体	3,461
20歳未満	121	118	110	112	20歳未満	93
	2.9%	2.7%	2.5%	2.5%		2.7%
20歳以上 60歳未満	972	987	1,007	988	20歳以上 65歳未満	1,029
	23.1%	22.6%	22.5%	22.0%		29.7%
60歳以上	3,111	3,269	3,354	3,385	65歳以上	2,339
	74.0%	74.7%	75.0%	75.5%		67.6%

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)

こ・ら・む

手話通訳者の養成

市では、聴覚障害者への理解を深め、手話通訳者を目指していただくため、「手話講習会」を毎年開催しています。講師に聴覚障害者や手話通訳者の方々を迎え、1年かけて講義が行われています。入門、基礎、応用、実践の4つのクラスがあり、実践クラス修了者には、市の手話通訳登録試験があり、合格者には市の登録通訳者として活動していただきます。(市では、聴覚障害者等のコミュニケーション支援として「手話通訳派遣事業」があります。)



〔講演会での手話通訳の様子〕

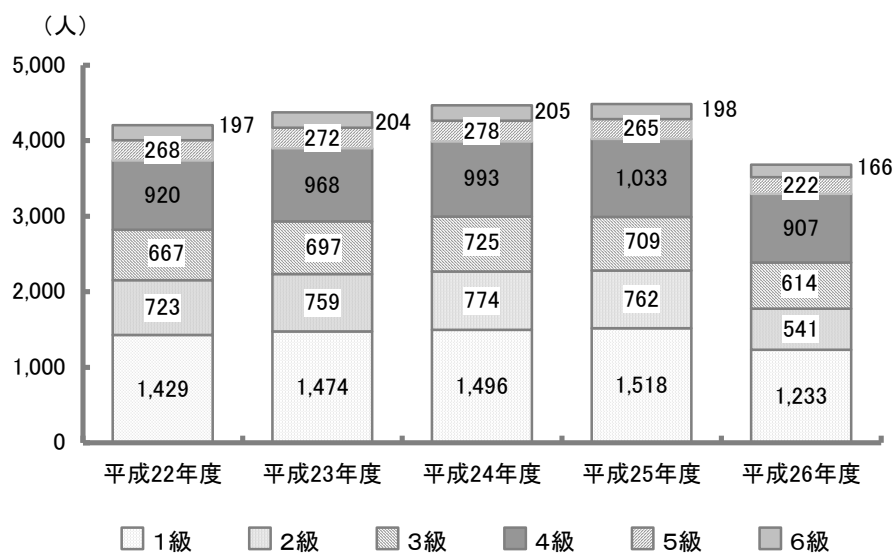
手話通訳者として実際に活動を始めるまでには多々の努力が必要になり、また、通訳者となった後も、より正確に伝えるための技術向上の鍛錬が続きます。

表 1－3 障害等級別身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	4,204	4,374	4,471	4,485	3,461
1 級	1,429	1,474	1,496	1,518	1,164
	34.0%	33.7%	33.5%	33.9%	33.6%
2 級	723	759	774	762	511
	17.2%	17.4%	17.3%	17.0%	14.8%
3 級	667	697	725	709	567
	15.9%	15.9%	16.2%	15.8%	16.4%
4 級	920	968	993	1,033	848
	21.9%	22.1%	22.2%	23.0%	24.5%
5 級	268	272	278	265	212
	6.4%	6.2%	6.2%	5.9%	6.1%
6 級	197	204	205	198	159
	4.7%	4.7%	4.6%	4.4%	4.6%

(資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在 平成 26 年度は 10 月 1 日現在)



(2) 知的障害者の状況

東久留米市の愛の手帳所持者数は平成22年には813人でしたが、その後毎年増加しており、平成26年には883人となっています。等級別に見ると、4度（軽度）の方の割合が増加しています。

※ 平成26年度は手帳の未返還者のデータを削除したため、前年度比で減少しています。

表2-1 年齢構成別愛の手帳所持者の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全 体	813	856	904	939	883
18歳未満	239	251	257	262	232
	29.4%	29.3%	28.4%	27.9%	26.3%
18歳以上	574	605	647	677	651
	70.6%	70.7%	71.6%	72.1%	73.7%

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)

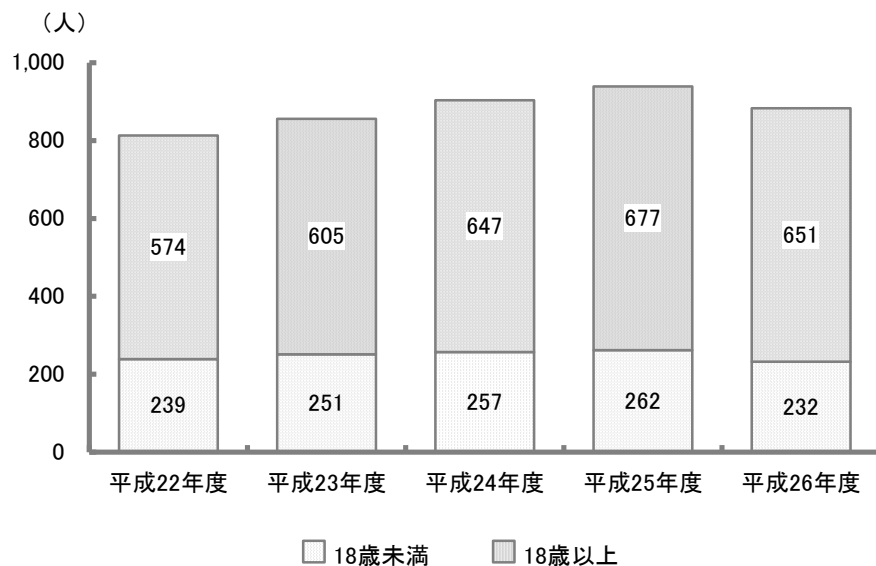
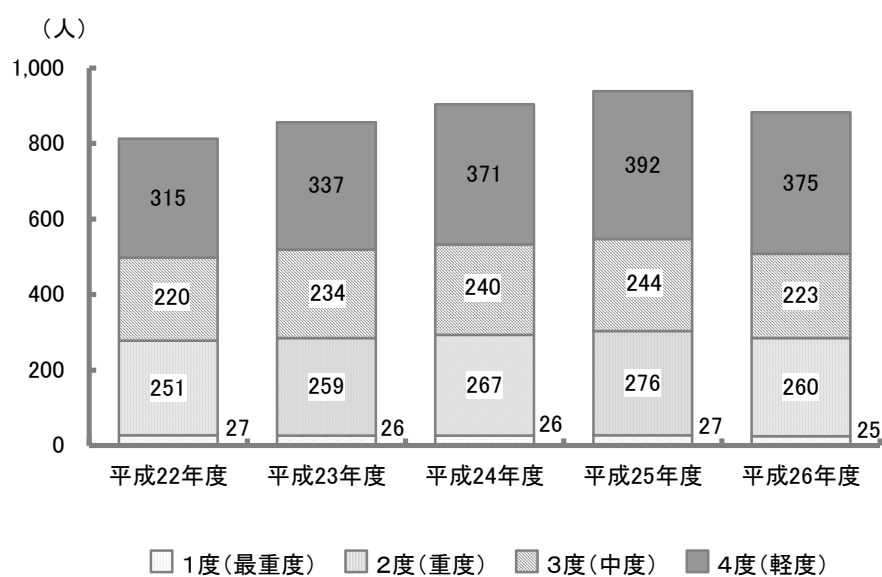


表 2-2 障害等級別愛の手帳所持者の推移

(単位：人)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全 体	813	856	904	939	883
1 度 (最重度)	27	26	26	27	25
	3.3%	3.0%	2.9%	2.9%	2.8%
2 度 (重度)	251	259	267	276	260
	30.9%	30.3%	29.5%	29.4%	29.4%
3 度 (中度)	220	234	240	244	223
	27.1%	27.3%	26.6%	26.0%	25.3%
4 度 (軽度)	315	337	371	392	375
	38.7%	39.4%	41.0%	41.7%	42.5%

資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在 平成 26 年度は 10 月 1 日現在)



(3) 精神障害者の状況

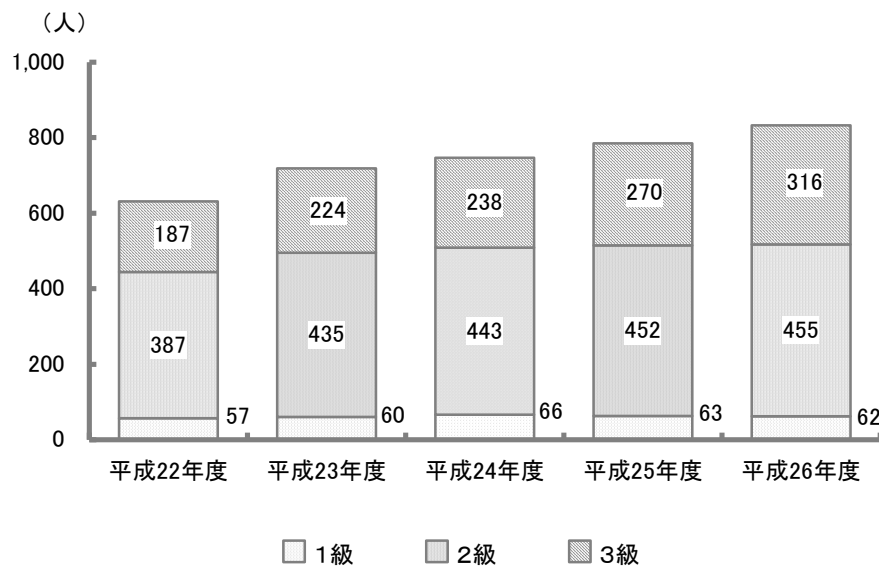
平成26年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は833人、自立支援医療（精神通院）受給者数は1,799人となっています。

表3-1 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

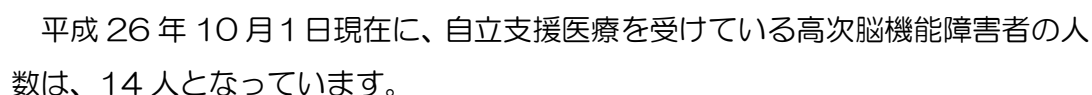
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全 体	631	719	747	785	833
1 級	57	60	66	63	62
	9.0%	8.3%	8.8%	8.0%	7.5%
2 級	387	435	443	452	455
	61.3%	60.5%	59.3%	57.6%	54.6%
3 級	187	224	238	270	316
	29.6%	31.2%	31.9%	34.4%	37.9%

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)



(单位:人)

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)



平成 26 年 10 月 1 日現在に、自立支援医療を受けている発達障害者の人数は、94 人となっています。

表 5-1 難病医療費助成受給者数

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)

(資料：障害福祉課 各年4月1日現在 平成26年度は10月1日現在)

(6) 障害や発達に課題のある子どもの状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

表6-1 健康診査時心理相談・心理経過観察健診利用者数

		心理相談 利用者数	相談項目 総数	相談項目内訳（延数）										
				問題なし	精神発達 の問題	ことばの 問題	くせの 問題	行動性格 の問題	社会性の 問題	生活習慣 の問題	養育者の 問題	家庭環境 の問題	疾患障害 の疑い	その他
心理相談	1歳6か月児 健康診査	181	376	0	36	89	16	119	31	5	51	18	7	4
	2歳児歯科 健康診査	134	258	0	13	73	7	74	17	10	35	23	6	0
	3歳児健康 診査	155	326	5	24	67	15	93	43	15	36	18	8	2
心理経過 観察健診	1歳6か月児 健診・3歳児 歯科健診後	275	640	4	81	151	19	131	80	23	92	47	12	0
	3歳児健診後	199	455	4	46	73	12	127	69	15	60	32	14	3

(資料：健康課 平成25年度の実績)

表6-2 わかくさ発達相談等の実施件数

	発達・見 学相談	ことば の教室	親子 保育	訪問 相談	連絡 調整等	外来 訓練	訪問 訓練	合計
利用人数	627	114	1,823	71	216	133	51	3,035

(資料：障害福祉課わかくさ学園 平成25年度の実績)

特別支援学校への就学者数は、全体で125人となっており、小学部が38人、中学部が35人、高等部が52人となっています。また、市内で固定の特別支援学級は、全体で19学級（114人）となっており、小学校は12学級（73人）、中学校は7学級（41人）となっています。

表6-3 特別支援学校等への就学状況

(単位：人)

区分	盲学校	ろう学校	特別支援学校	合計
全 体	0	0	125	125
小学部（人）	0	0	38	38
中学部（人）	0	0	35	35
高等部（人）	0	0	52	52

(平成26年5月1日現在)

(单位:人)

(資料：学校基本調査資料 平成 26 年 5 月 1 日現在)

公共職業安定所への登録者数は、全体で 2,646 人となっており、就業中の方が 1,226 人、求職中の方が 955 人、保留中の方が 465 人となっています。登録者の内訳は、身体障害者が 1,062 人、知的障害者が 749 人、精神障害者が 800 人となっています。

表 7-1 障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）

(单位:人)

(資料:三鷹公共職業安定所 平成26年3月末現在)

表7-2 就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

	区分※1	登録者数	活動状況		
			新規就職者数	就労中※2	求職中
さいわい	身体障害者	12	0	6	6
	知的障害者	69	10	54	5
	精神障害者	0	0	0	0
	合計	81	10	60	11
あおぞら	身体障害者	0	0	0	0
	知的障害者	2	0	2	0
	精神障害者	27	5	12	10
	合計	29	5	14	10
全体		110	15	74	21

(資料：障害福祉課 平成25年度の実績)

※1：障害が重複している場合、主となる障害でカウント

※2：新規就職者以外で、当該する年度以前から当該年度末まで就労を継続している登録者

表7-3 福祉施設から一般就労への移行状況

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全 体	13	6	11	14	11
身体障害者	0	1	0	1	0
知的障害者	8	2	5	7	1
精神障害者	5	3	6	6	10

(資料：障害福祉課 各年度3月31日現在 26年度については9月までの実績)

2 障害者に対するサービスの状況

(1) 障害福祉サービス等の利用状況

①訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況について見ると、利用時間は増加しているものの、実績値は計画値を下回っています。

表 8-1 A 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービス	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護(ホームヘルプ)	のべ利用時間数(時間)	9,346	7,403	10,281	8,101	11,309	8,901
重度訪問介護							
行動援護	実利用者数(人)	166	139	183	138	202	143
重度障害者等包括支援							

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、26年度については9月実績)

表 8-1 B サービス別の内訳

訪問系サービス	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	のべ利用時間数(時間)	989	967	943
	実利用者数(人)	90	84	86
重度訪問介護	のべ利用時間数(時間)	4,906	5,954	7,000
	実利用者数(人)	15	17	20
行動援護	のべ利用時間数(時間)	830	863	609
	実利用者数(人)	19	21	19
同行援護	のべ利用時間数(時間)	318	317	349
	実利用者数(人)	21	22	23
重度障害者等包括支援	のべ利用時間数(時間)	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、26年度については9月実績)

②日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況について見ると、多くのサービスの利用者数、利用日数が増加しているものの、生活介護や就労移行支援等では実績値が計画値を下回っています。

表 8-2 日中活動系サービスの利用状況

訪問系サービス	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	のべ利用 日数(日)	4,068	4,051	4,643	4,215	5,034	4,350
	実利用者数 (人)	200	194	225	217	242	225
自立訓練 (機能訓練)	のべ利用 日数(日)	20	12	60	22	160	14
	実利用者数 (人)	1	1	3	1	8	1
自立訓練 (生活訓練)	のべ利用 日数(日)	125	129	401	172	447	177
	実利用者数 (人)	8	8	20	11	22	10
就労移行支援	のべ利用 日数(日)	768	360	929	489	1,136	555
	実利用者数 (人)	46	22	53	28	62	31
就労継続支援 (A型)	のべ利用 日数(日)	123	174	192	270	284	253
	実利用者数 (人)	6	11	9	14	13	13
就労継続支援 (B型)	のべ利用 日数(日)	4,882	4,421	5,222	4,192	5,766	4,352
	実利用者数 (人)	282	272	302	264	334	271
療養介護	のべ利用 日数(日)	-	186	-	207	-	210
	実利用者数 (人)	6	6	6	7	6	7
短期入所	のべ利用 日数(日)	161	282	177	175	195	250
	実利用者数 (人)	24	31	26	26	29	29

(資料：障害福祉課 各年度3月実績、26年度については9月実績)

③居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況を見ると、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）は計画値を下回っているものの、利用者数は増加しています。施設入所支援については減少を目指してきて、計画値を下回っているものの、大きな減少とはなりませんでした

表 8-3 A 居住系サービスの利用状況

居住系サービス	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活介護 （グループホーム） 共同生活援助 （ケアホーム）	実利用者数 （人）	87	96	96	101	125	105
施設入所支援	実利用者数 （人）	106	95	104	99	102	96

（資料：障害福祉課 各年度 3 月実績、26 年度については 9 月実績）

④相談支援事業（サービス利用計画作成）の利用状況

相談支援事業（サービス利用計画作成）については、実利用者数は年々増加していますが、平成 26 年度末までに全てのサービス利用者について計画をたてる（計画値を達成する）ことは難しい状況となっています。

表 8-3 B 相談支援事業の利用状況

相談支援事業	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	利用件数	3	1	10	8	63	33
児童相談支援	利用件数	-	0	-	1	-	3

（資料：障害福祉課 各年度月平均実績、26 年度については 9 月までの平均実績）

⑤地域移行支援の利用状況

地域移行支援の利用状況を見ると、年間の月平均は0人となるものの、平成24年度、平成25年度、平成26年度上半期は各1名の利用がありました。

表8-4 地域移行支援の利用状況

地域移行支援	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数（人）	2	0	2	0	2	0

（資料：障害福祉課 各年度月平均実績、26年度については9月までの平均実績）

⑥地域定着支援事業の利用状況

地域定着支援の利用状況を見ると、年間の月平均0となるものの、平成24年度、平成25年度は各1名の利用がありました。平成26年度上半期では、利用された方はいませんでした。

表8-5 地域定着支援事業の利用状況

地域定着支援	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数（人）	2	0	3	0	4	0

（資料：障害福祉課 各年度月平均実績、26年度については9月までの平均実績）

⑦自立支援医療の利用状況

自立支援医療の利用状況は、以下のようになっています。

表8-6 自立支援医療の利用状況

自立支援医療	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
更生医療	実利用者数（人）	47	73	52	78	57	72
育成医療	実利用者数（人）	29	11	32	9	35	7
精神通院医療	実利用者数（人）	1,841	1,722	1,933	1,796	2,030	1,796

（資料：障害福祉課 各年度3月末実績、26年度については10月までの実績）

⑧補装具の利用状況

補装具の利用状況について見ると、利用者数は増加していますが、計画値を下回っています。

表 8-7 補装具の利用状況

補装具	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実利用者数(人)	322	249	348	221	382	160

(資料：障害福祉課 各年度 3 月末実績、23 年度については 10 月までの実績)

⑨地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の実施状況は以下のようになっています。

表 8-8 A 地域生活支援事業（必須事業）の利用状況

地域生活支援事業 (必須事業)		単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業 (障害者相談支援事業)		実施箇所数 (箇所)	2	2	2	2	2	2
意思疎通 支援事業	手話通訳者等派遣事業	派遣件数 (件)	115	142	135	209	155	139
	要約筆記者等派遣事業	派遣件数 (件)	78	64	86	49	95	27
日常生活用具 給付等事業	①介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	15	5	16	10	17	7
	②自立生活支援用具	利用件数 (件)	31	20	32	22	33	22
	③在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	31	6	32	12	33	6
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	45	30	47	32	50	23
	⑤排泄管理支援用具	利用件数 (件)	1,891	1,848	1,952	1,939	2,013	1,334
	⑥住宅改修費	利用件数 (件)	20	4	21	1	22	4
移動支援事業		実施箇所数 (箇所)	42	33	45	33	50	33
		実利用者数 (人)	262	264	288	272	317	236
		利用時間数 (時間/月)	2,555	2,460	2,811	2,466	3,092	2,374

(資料：障害福祉課 各年度 3 月末実績、26 年度については移動支援事業は 9 月実績、それ以外の事業は 10 月までの実績)

第2章 障害のある人の現状と推計

地域生活支援事業 (必須事業)		単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
Ⅰ 地域 機能強化事業	Ⅰ 型	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
		実利用者数 (人)	75	68	80	61	85	49
	Ⅱ 型	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
		実利用者数 (人)	36	25	41	28	46	32

(資料：障害福祉課 各年度3月末実績、26年度については10月までの実績)

表8-8B 地域生活支援事業（その他の事業）の利用状況

地域生活支援事業 (その他の事業)		単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業		実施箇所数 (箇所)	4	5	5	5	6	5
		実利用者数 (人)	104	146	112	203	120	176
社会参加 促進事業	奉仕員養成 研修事業	修了者数 (人)	70	56	75	47	80	53
	自動車運転免 許取得・改造 助成事業	実利用件数 (件)	5	8	6	8	7	4

(資料：障害福祉課 各年度3月末実績、26年度については日中一時支援事業は10月実績、それ以外の事業は10月までの実績)

3 アンケートとヒアリングから分かったこと

(1) アンケート調査「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査」の概要と考察 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

①アンケート調査の目的

平成 27 年度を初年度とする「東久留米市障害者計画・障害福祉計画」の策定に向け、市民の福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としています。

今回、障害当事者だけではなく、障害のない市民にも同様の設問をし、障害当事者と対照するため、調査票を当事者向け、一般市民向けの二種類用意しました。

②調査対象

障害のない 20 歳から 65 歳までの生産年齢の市民から 800 名を無作為抽出。

障害や慢性疾患のある方から、次のように障害種別ごとに無作為抽出。

	市内の対象者数	抽出者数	抽出率 (%)
身体障害児	89 人	48 人	53.0%
身体障害者	4,613 人	1,148 人	24.0%
知的障害児	264 人	143 人	54.0%
知的障害者	712 人	182 人	25.0%
精神疾患で通院者	1,796 人	459 人	25.0%
難病患者	1,168 人	220 人	18.0%
合 計	8,642 人	2,200 人	25.0%

※ 児童については、将来にわたり長期間サービスを利用する可能性が高いことから、抽出率を高くしました。

※ 今回初めて、手帳を所持していない難病の方からも抽出しました。

③調査方法（期間）

郵送による配布・回収（平成 26 年 7 月 24 日から平成 26 年 8 月 13 日）

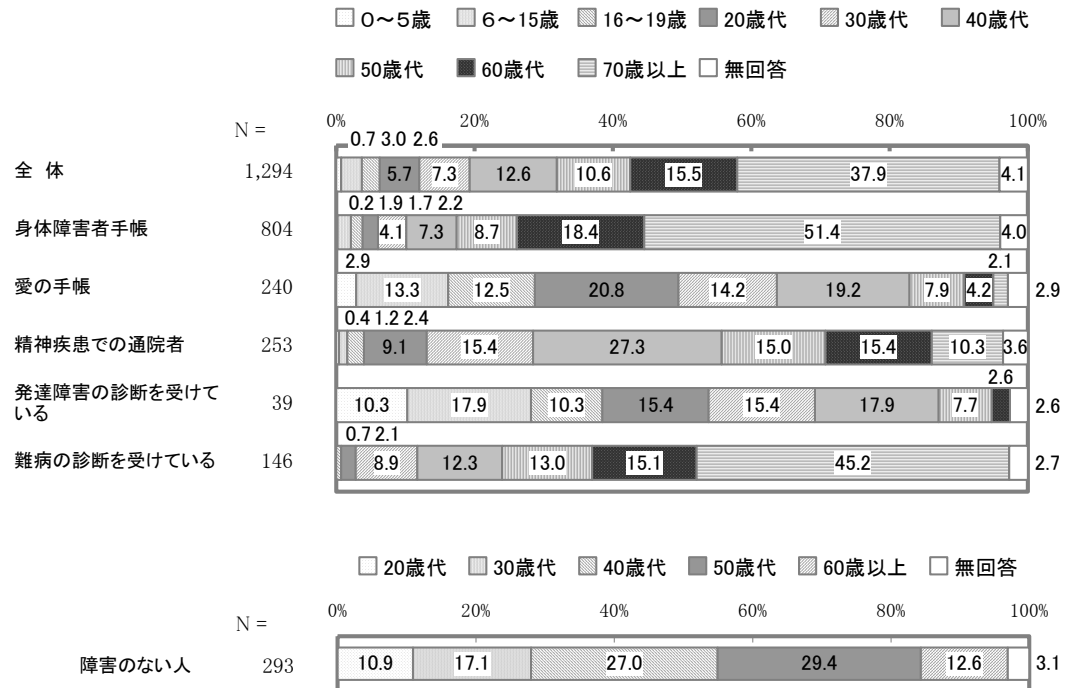
④回収状況

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
障害のない人	800 通	293 通	36.6%
障害のある人	2,200 通	1,294 通	58.8%

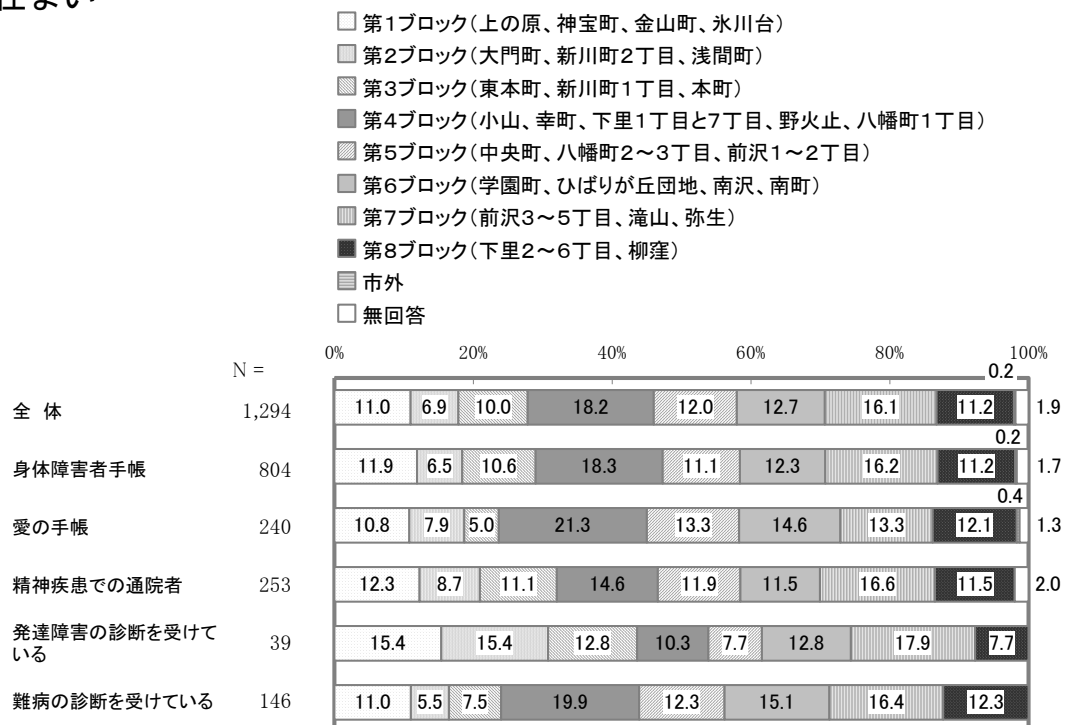
(2) 主なアンケート調査結果

①回答者属性

○年齢



○住まい



○障害者に係る手帳の取得状況

単位：％

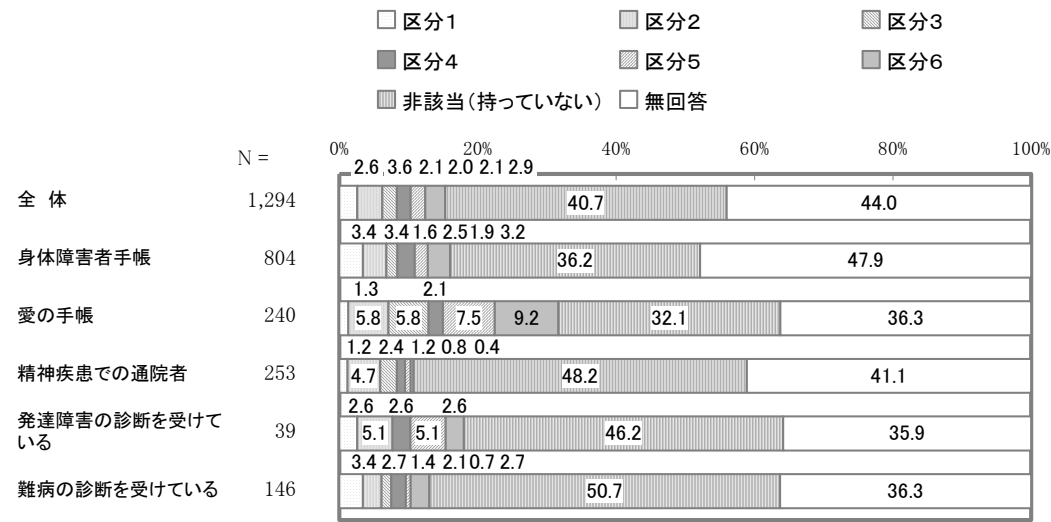
区分	有効回答数 (件)	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	発達障害の診断を受けている	難病の診断を受けている	無回答
全 体	1,294	62.1	18.5	8.8	3.0	11.3	9.7
身体障害者手帳	804	100.0	8.1	1.5	0.9	6.7	—
愛の手帳	240	27.1	100.0	2.9	10.8	2.1	—
精神疾患での通院者	253	17.8	15.4	40.3	4.7	4.0	32.0
発達障害の診断を受けている	39	17.9	66.7	23.1	100.0	—	—
難病の診断を受けている	146	37.0	3.4	1.4	—	100.0	—

○身体障害者に係る手帳の障害種別

単位：％

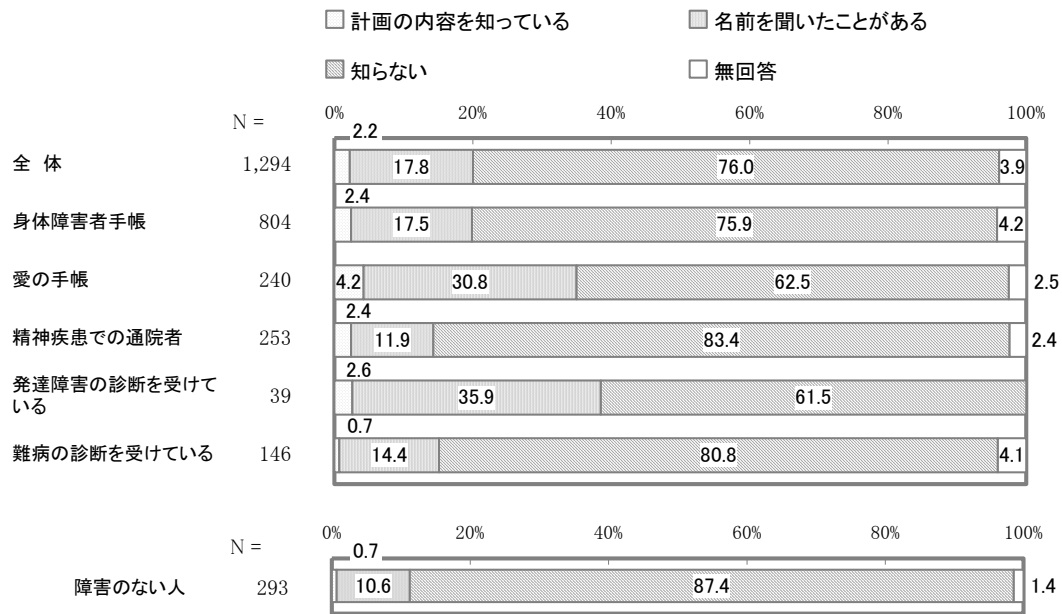
区分	有効回答数 (件)	肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障害	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	内部障害	無回答
全 体	804	52.5	5.1	7.3	8.5	30.6	5.6
身体障害者手帳	804	52.5	5.1	7.3	8.5	30.6	5.6
愛の手帳	65	69.2	7.7	10.8	13.8	20.0	3.1
精神疾患での通院者	45	42.2	13.3	4.4	6.7	44.4	8.9
発達障害の診断を受けている	7	57.1	14.3	14.3	28.6	28.6	14.3
難病の診断を受けている	54	59.3	5.6	11.1	9.3	38.9	3.7

○障害支援区分

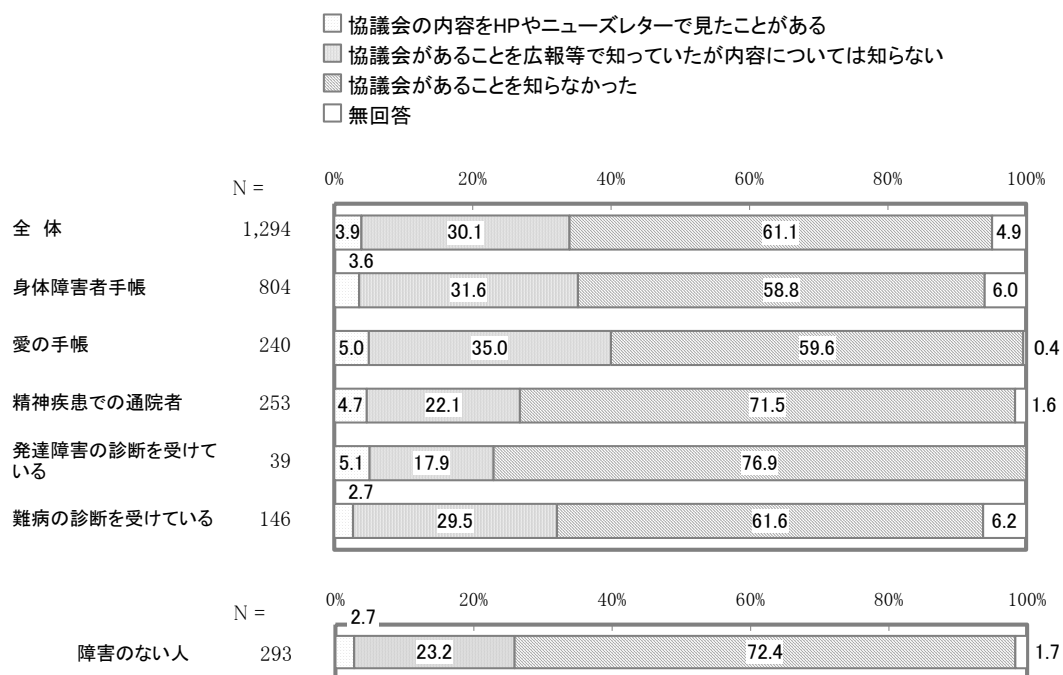


②障害者に関する法律や施策についての理解

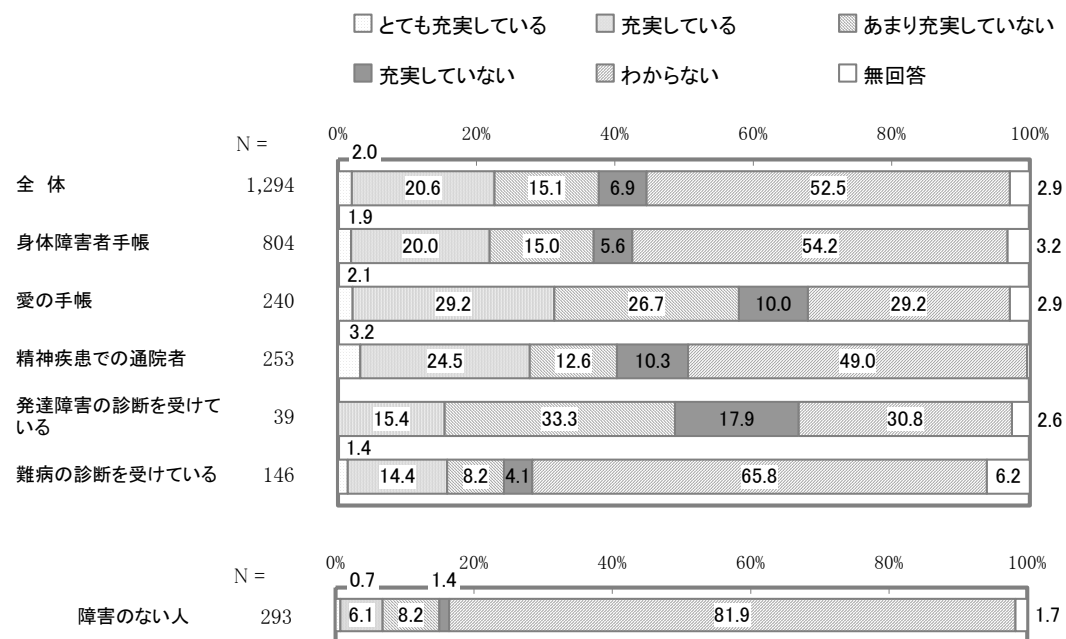
○『東久留米市障害福祉計画（第三期）』の認知度について



○地域自立支援協議会の認知度について



○東久留米市の障害福祉施策全般についてどのように感じているか



○福祉に関する情報の入手方法について

単位：％

区分	有効回答数 (件)	市や社会福祉協 議会等の広報紙	声の 広報	テレビやラジ オ	新聞・雑誌	イン ター ネッ ト	障害者団体	民生委員・児童 委員、身体・知的障 害者相談員	ホームヘルパー
障害のある人全体	1,294	55.6	1.5	19.2	20.0	8.4	7.2	0.9	3.3
身体障害者手帳	804	58.1	1.6	21.8	21.9	6.3	5.6	1.0	4.4
愛の手帳	240	48.8	2.5	8.3	12.1	8.8	23.3	1.7	0.8
精神疾患での通院者	253	49.0	0.8	12.6	13.4	12.3	5.9	1.2	0.4
発達障害の診断を受けている	39	53.8	—	5.1	12.8	10.3	10.3	—	—
難病の診断を受けている	146	56.2	—	24.7	21.9	14.4	2.1	1.4	7.5
障害のない人	293	54.9	1.0	47.1	35.2	20.5	1.4	0.7	1.0

区分	家族・親戚	友人・知人	医療機関	市や都の窓口	障害者の福祉施設	情報が得られない	その他	無回答
障害のある人全体	7.4	14.3	20.4	18.5	13.9	3.8	4.0	4.6
身体障害者手帳	7.3	11.6	18.7	19.3	10.8	3.9	3.2	5.1
愛の手帳	7.1	32.5	6.3	17.1	44.6	2.9	6.7	5.0
精神疾患での通院者	7.1	13.4	30.0	23.3	14.6	4.7	6.3	3.2
発達障害の診断を受けている	12.8	35.9	20.5	15.4	23.1	2.6	7.7	5.1
難病の診断を受けている	6.2	6.8	39.0	18.5	6.8	2.1	2.7	1.4
障害のない人	8.2	10.2	7.8	7.8	3.4	6.5	4.8	2.7

【考察】

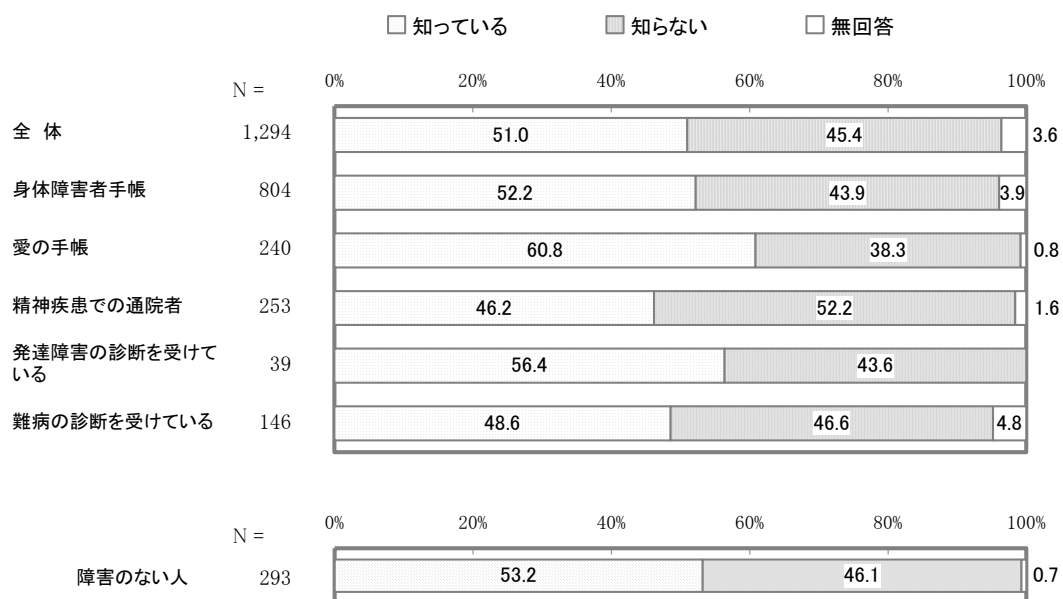
市では東久留米市障害福祉計画の策定や、地域自立支援協議会を設置するなど、市の障害者福祉を推進していくために様々な政策を行ってきましたが、障害のある人も含め、認知度が低い状況となっています。

また、東久留米市の障害福祉施策全般について、全体的に、「充実している」と評価する人と、「充実していない」と評価していない人の割合がほぼ等しくなっています。発達障害では、充実していないという評価の方が5割を超えています。

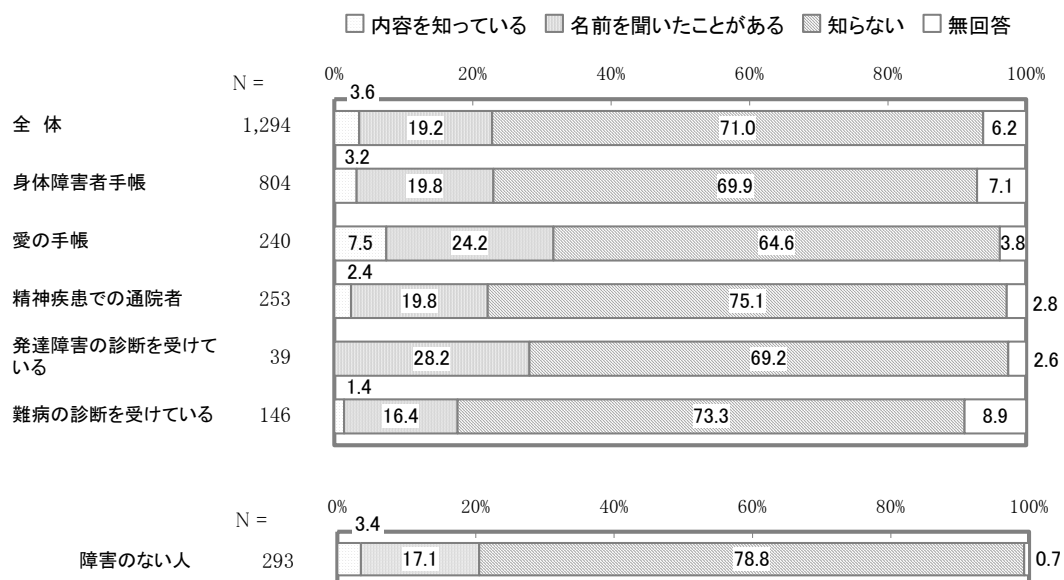
福祉に関する情報の入手方法については、障害のある人全体で、「市や社会福祉協議会等の広報紙」の割合が高くなっています。

これらの情報媒体等を利用し、広く市の障害者施策を周知啓発し、市の障害福祉施策の充実を推進していく必要があります。

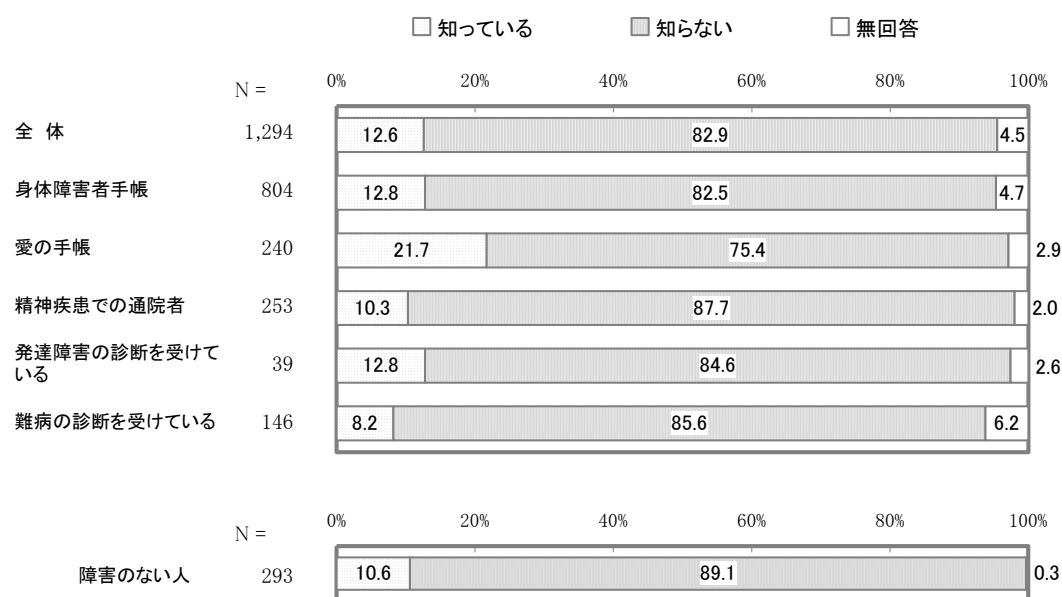
○障害者虐待防止法による通報義務の認知度について



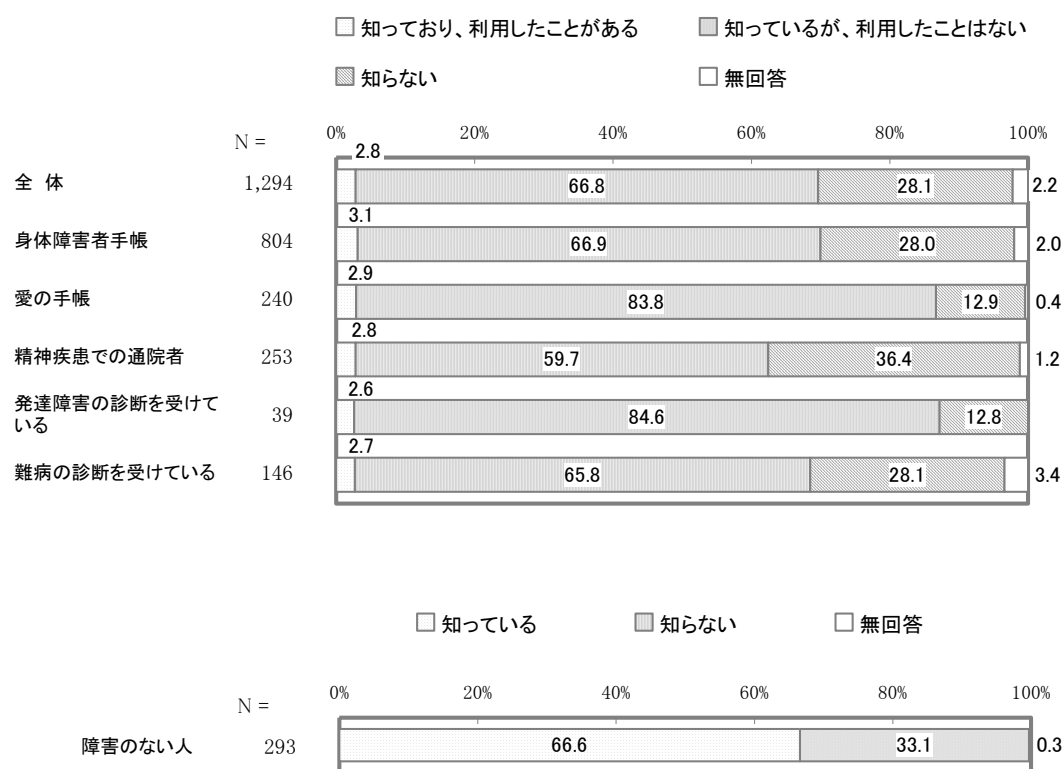
○障害者差別解消法の認知度について



○障害者権利条約が批准されたことの認知度について



○成年後見制度の認知度について



【考察】

障害に関する制度等の認知度については障害者虐待防止法による通報義務についての認知度は高いものの、障害者差別解消法や障害者権利条約が批准されたことについての認知度は障害の有無に関わらず低くなっています。

成年後見制度については、認知度は高いものの、利用者が少ない状況となっています。

障害に関する国の制度の動向等を知っていただくことも、障害に対する市民の理解を深めていくことにつながるので、周知のための活動が重要です。

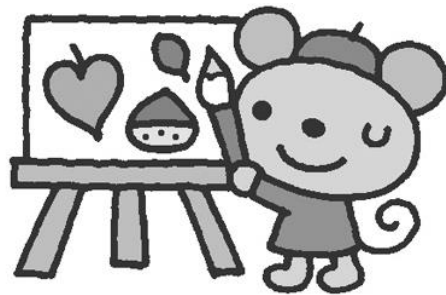
こ・ら・む

わかくさ学園「展覧会（心をいっぱい表現しよう）」

わかくさ学園に通っている子どもたちが日々制作している絵画や工作などの展覧会が、毎年開催されています。

市民の方もご覧いただけるこの展覧会。絵具や粘土などで、小さな子どもたちの「こころ」を思う存分表現した作品をご覧いただけます。11月末～12月上旬にわかくさ学園にて開催。（わかくさ学園 ☎ 4 6 7 - 3 2 7 5）

ちいさな子どもたちのほ・じ・め・ての作品展



市立わかくさ学園は、障害のある乳幼児の通園施設で、現在 35 名の子どもたちが在籍し、週 5 日送迎バスで通い、遊んだり、給食を食べたりして元気に過ごしています。

③障害者の日常生活及び災害時の困りごと

○日常生活で困っていること

単位：％

区分	有効回答数 (件)	健康状態に不安がある	自分では身の回りのことが十分できない	自分や家族では家事が十分できない	介助者の負担が大きい	段差や階段など、住まいに支障がある	外出するのに支障がある
全 体	1,294	38.1	24.7	6.9	10.9	10.4	22.6
身体障害者手帳	804	40.2	25.0	7.0	12.7	14.8	26.1
愛の手帳	240	15.8	43.3	7.1	16.3	3.8	23.8
精神疾患での通院者	253	47.0	23.7	8.7	9.5	5.1	19.8
発達障害の診断を受けている	39	12.8	51.3	5.1	15.4	2.6	15.4
難病の診断を受けている	146	51.4	15.8	8.9	9.6	16.4	21.2

区分	利用したい福祉サービスが十分受けられない	近所の人などとの人間関係に支障がある	将来の生活に不安を感じている	特に困っていることはない	その他	無回答
全 体	4.8	6.5	41.0	21.7	3.3	6.0
身体障害者手帳	4.0	3.4	34.0	21.9	3.0	5.8
愛の手帳	7.9	7.5	53.3	16.7	2.1	5.0
精神疾患での通院者	6.7	17.4	64.0	17.4	5.9	1.6
発達障害の診断を受けている	7.7	17.9	76.9	5.1	5.1	2.6
難病の診断を受けている	3.4	3.4	41.1	25.3	0.7	6.8

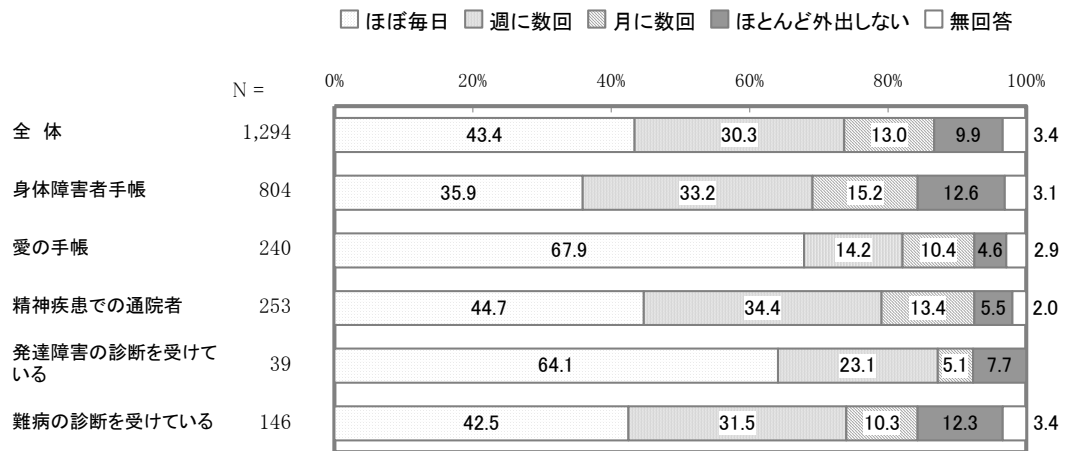
○主な介助者の方が困っていること

単位：％

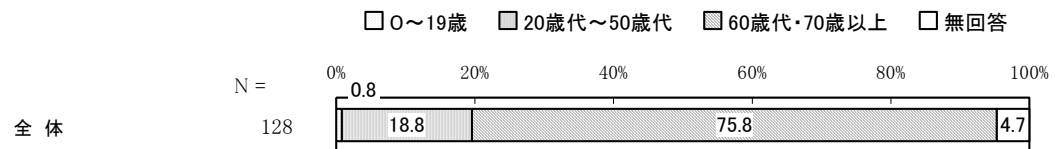
区分	有効回答数 (件)	代替りの介助を頼 める人がいない	休養や息抜きの時 間がない	長期の旅行や外出 ができない	仕事に出られない	介助者自身の健康 に不安がある
全 体	450	31.3	20.9	33.3	11.3	33.6
身体障害者手帳	303	31.4	20.1	34.3	9.6	33.0
愛の手帳	127	31.5	25.2	41.7	19.7	40.2
精神疾患での通院者	64	35.9	21.9	26.6	9.4	34.4
発達障害の診断を受けて いる	23	47.8	43.5	47.8	30.4	34.8
難病の診断を受けている	37	24.3	16.2	37.8	2.7	24.3

区分	身体的な負担が大 きい	精神的な負担が大 きい	経済的な負担が大 きい	特に困っているこ とはない	その他	無回 答
全 体	22.7	32.9	20.4	17.3	4.0	8.0
身体障害者手帳	23.8	28.1	19.5	18.5	3.0	9.2
愛の手帳	25.2	44.1	18.9	14.2	6.3	1.6
精神疾患での通院者	23.4	48.4	34.4	14.1	6.3	9.4
発達障害の診断を受けて いる	39.1	60.9	13.0	8.7	8.7	—
難病の診断を受けている	8.1	16.2	16.2	16.2	—	13.5

○外出の頻度について



【「ほとんど外出しない」と回答した方の年齢別】



こ・ら・む

歌って！踊って！思いっきりエンジョイ！

「にぎやかカーニバル」

障害のある人もない人も、誰もが主人公になり、歌、ダンスや演奏を通して交流を深める集いが毎年開催されています。「国連障害者の10年」を記念し、平成4年に開催して以来、平成26年で第23回目（場所：生涯学習センター・まろにえホール）を迎えました。学校や放課後施設サークル団体など、乳幼児から成人まで、幅広い方々が参加し、元気いっぱい楽しく盛りあがっています！

「にぎやかカーニバル」
3つのテーマ

障害者を主人公に

障害のある人もない人も
みんなで楽しもう！

この東久留米を住みよい街に



♪流行の歌にのって舞台の上でダンス！！

○外出するときに、困ることについて

単位：％

区分	有効回答数（件）	歩道がせまい	道路などに段差がある	道路に放置自転車などの障害物が多い	交通機関の利用（乗り降り）が難しい	階段の上り下りが難しい（エレベーター設備が少ない）	標識や案内表示がわかりにくい	手すりなどが無い	点字ブロックが不十分	視覚障害者用信号が少ない
全 体	1,294	15.5	19.7	9.7	15.1	19.2	3.4	8.5	1.1	1.5
身体障害者手帳	804	19.0	26.6	12.8	18.0	26.0	3.4	11.9	1.7	2.2
愛の手帳	240	11.3	9.2	3.8	20.0	7.9	4.2	3.3	0.8	—
精神疾患での通院者	253	13.8	11.1	7.1	9.1	9.9	4.0	5.1	0.4	1.2
発達障害の診断を受けている	39	7.7	7.7	7.7	12.8	12.8	7.7	5.1	2.6	—
難病の診断を受けている	146	12.3	22.6	8.9	16.4	24.0	2.1	8.9	—	—

区分	信号が早くかわるので、渡れない	障害者専用駐車場が少ない	休憩できるベンチなどが少ない	利用できるトイレ（多目的トイレなど）が少ない	外出の介助者がいない	コミュニケーションが取りにくいので、困ったことを聞けない	人目が気になる	その他	特に困ったことはない	無回答
全 体	6.2	8.1	22.3	16.7	6.0	10.0	7.3	5.7	25.8	9.3
身体障害者手帳	9.0	11.1	28.2	19.9	7.1	5.6	4.1	5.6	19.9	8.7
愛の手帳	2.5	5.4	6.3	13.3	10.8	30.4	10.4	8.3	24.6	11.7
精神疾患での通院者	4.3	2.4	20.6	14.2	3.6	14.6	18.6	8.7	33.6	6.3
発達障害の診断を受けている	7.7	7.7	7.7	12.8	5.1	41.0	25.6	12.8	23.1	2.6
難病の診断を受けている	6.2	6.2	21.9	19.9	2.1	2.1	2.1	4.1	30.1	12.3

【考察】

日常生活で困っていることとして、身体障害者、精神疾患か難病がある人では、健康状態に不安が大きく、知的障害者、発達障害者、精神疾患がある人では将来の生活への不安が大きくなっています。

また、介助者が困っていることとして、身体障害か難病のある人では特に長期の外出が出来ずに困っており、知的障害、発達障害、精神疾患のある人では特に精神的負担が大きいことに困っています。

障害のある人及び介助者が、困っていることは、障害によって違っていることから、それぞれのニーズを把握し、ニーズに対応した施策を行っていくことが必要です。

外出頻度についてみると、身体障害者、難病がある人のうち1割以上がほとんど外出していないことがうかがえます。また、外出するときに困ることとして、身体障害者と難病のある人は移動における困難をあげており、知的・発達障害者では周囲とコミュニケーションをとることの困難をあげています。

このことから、移動支援等の外出がしやすいサービスの環境整備及びサービス提供を推進していく必要があります。

こ・ら・む

発達支援が必要な就園前のお子さんを対象にした事業
わかくさ学園 発達相談室「ひよこグループ」

「ひよこグループ」は、乳幼児健診で発達の遅れやつまづきが発見されたお子さん等の発達支援として、児童指導員や看護師、お子さんと保護者の方がいっしょになって、体操や踊り、手遊び、工作などを通して、「集団」を経験する場です。また、お母さんの育児相談に乗ったり、お母さん同士の交流の場にもなっています。

「集団生活の場」
を早期に体験する
ことが重要です！



毎回 10～20 組の参加があり、
安心した環境の中で、様々な
体験を通して、大きな成長を
見せてくれています。

週3回(月・水・金の午前中)わくわく健康プラザで開催。

◆問合せ：発達相談室（電話 467-5077）

○災害時に困ると思われることについて

単位：％

区分	有効回答数 (件)	どのように対応すべきか自分で判断できない	周りの人に援助を求めることができない	安全なところまですばやく避難できない	帰宅が困難になる	家族と連絡がとれなくなる	停電により日常生活に必要な機器が使用できなくなる
障害のある人全体	1,294	30.5	23.3	47.7	26.7	29.7	33.2
身体障害者手帳	804	23.0	18.0	53.4	22.8	25.5	34.6
愛の手帳	240	75.4	56.7	62.9	48.8	51.3	30.8
精神疾患での通院者	253	34.8	25.3	32.0	30.8	32.4	34.8
発達障害の診断を受けている	39	69.2	59.0	53.8	46.2	51.3	23.1
難病の診断を受けている	146	15.8	8.9	41.1	26.7	29.5	37.0
障害のない人	293	41.0	22.5	35.5	46.8	53.2	56.0

区分	一般の避難場所ですぐに暮らすのが困難である	必要な薬や医療が受けられなくなる	視覚や聴覚障害により、行政やマスコミからの情報が得られず孤立する	その他	特に困ることはない	無回答
障害のある人全体	39.8	51.6	8.3	4.4	8.3	3.8
身体障害者手帳	41.8	51.5	11.3	4.2	9.2	2.6
愛の手帳	58.3	42.5	5.0	3.8	2.1	0.8
精神疾患での通院者	32.4	66.0	5.5	7.1	7.1	2.8
発達障害の診断を受けている	59.0	38.5	—	7.7	5.1	—
難病の診断を受けている	34.9	61.6	10.3	3.4	7.5	4.1
障害のない人	32.1	35.2	15.0	3.8	4.8	2.4

○災害時に「あなたが出来る支援」について

単位：％

区分	有効回答数 (件)	安否確認・声かけ	家族への連絡	安全な場所への避難 誘導	応急手当	情報提供
障害のある人全体	1,294	38.9	43.9	21.8	9.6	14.9
身体障害者手帳	804	38.4	43.2	21.5	9.3	15.8
愛の手帳	240	25.4	32.1	19.2	7.1	9.2
精神疾患での通院者	253	42.7	48.6	26.1	12.3	18.2
発達障害の診断を受けている	39	25.6	33.3	17.9	10.3	12.8
難病の診断を受けている	146	47.9	51.4	23.3	13.0	16.4
障害のない人	293	78.2	47.8	64.5	21.5	35.8

区分	相談・話し相手	その他	協力（支援）は困難	わからない	無回答
障害のある人全体	20.1	1.2	19.1	13.0	5.8
身体障害者手帳	20.4	1.1	20.4	11.2	4.9
愛の手帳	12.5	1.3	32.9	21.3	2.9
精神疾患での通院者	24.1	1.6	13.0	17.8	3.2
発達障害の診断を受けている	15.4	—	38.5	17.9	—
難病の診断を受けている	24.7	2.7	15.1	6.8	6.2
障害のない人	28.3	2.7	7.5	—	1.0

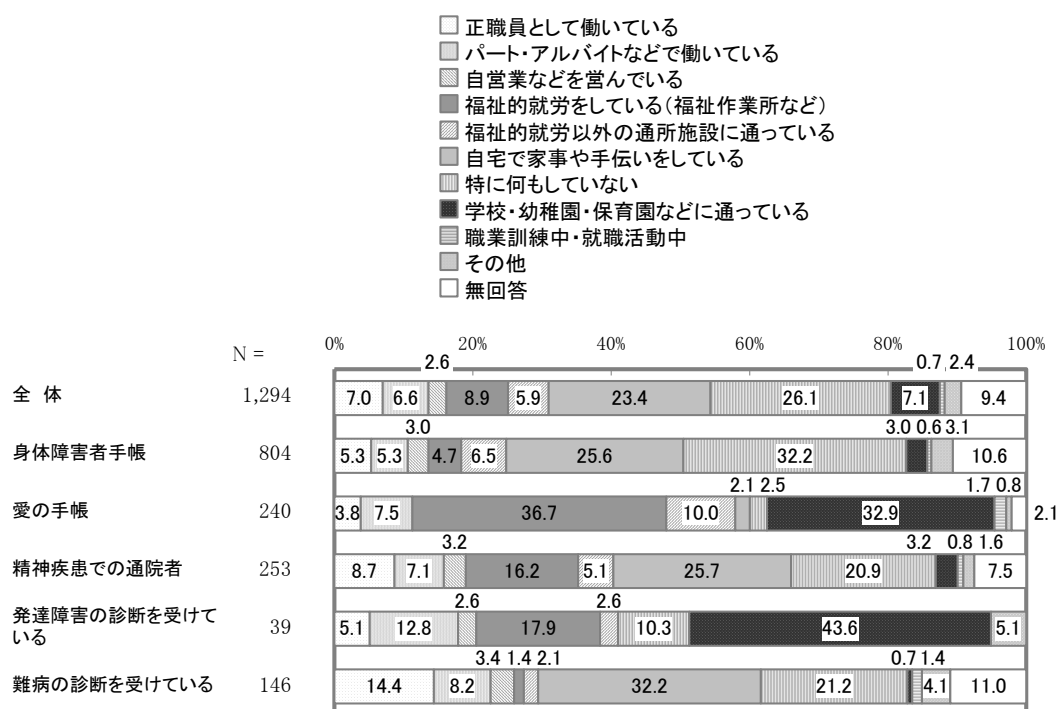
【考察】

災害時に困ることとして、精神疾患と難病のある人は、医療の継続に大きな不安をもっており、知的障害者と発達障害者は状況判断に大きな不安を抱えています。

災害時に「あなたが出来る支援」についてみると、障害のない人の6割以上が障害者の避難誘導への支援意向があります。

障害のある人が、災害時でも孤立することなく安全に避難等するためには、行政だけではなく、サービス提供事業者はもとより、地域の自治会・自主防災組織などの手をお借りすることが必要です。

○平日の日中の過ごし方について



○仕事をする上で困っていることについて

単位：％

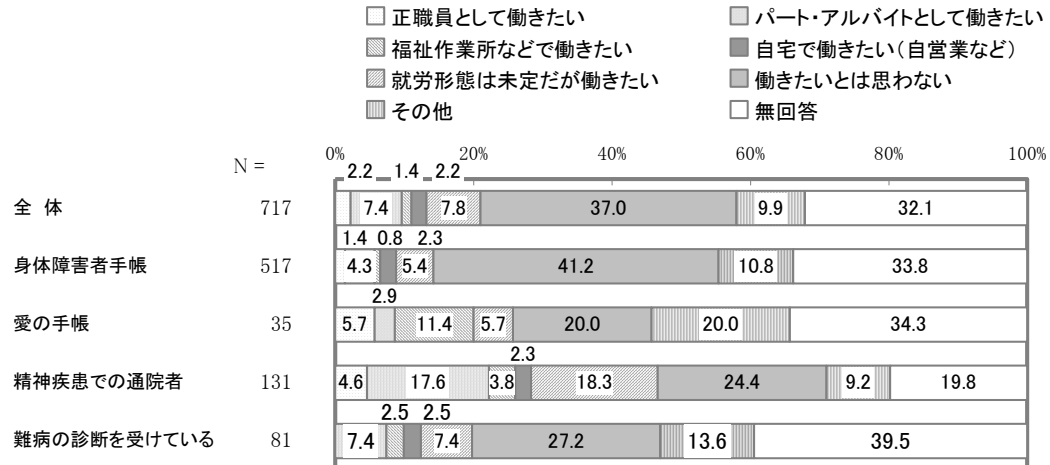
区分	有効回答数(件)	入が少 給与・工賃などの収 入が少ない	通勤がたいへん	身体的な負担が大	精神的な負担が大	障害に対する職場 の理解不足	職場の人間関係	仕事の相談をする 相手がいない	仕事で自分には合 わない	特に困っているこ とはない	その他	無回答
全 体	323	37.5	14.9	14.6	12.4	11.1	15.2	6.2	4.3	31.9	4.3	3.1
身体障害者 手帳	148	27.0	18.9	20.3	9.5	14.2	11.5	4.1	2.7	33.1	4.7	5.4
愛の手帳	115	53.0	9.6	4.3	5.2	8.7	17.4	5.2	1.7	27.0	5.2	3.5
精神疾患での 通院者	89	47.2	16.9	12.4	22.5	10.1	25.8	9.0	7.9	20.2	4.5	3.4
発達障害の 診断を受けて いる	15	46.7	13.3	13.3	26.7	—	6.7	—	—	26.7	—	—
難病の診断を 受けている	40	30.0	20.0	20.0	15.0	7.5	10.0	7.5	2.5	37.5	—	—

○働いていない理由について

単位：％

区分	有効回答数 (件)	障害や病気が重いから	高齢だから	自分に合った仕事が見つからないから	希望に合った求人が見つからないから	働くための知識や能力に自信がないから	職場の障害理解に不安があるから	通勤が困難だから	仕事以外のことをしたいから	わからない	その他	無回答
全 体	717	33.9	51.6	6.0	7.0	7.7	4.2	6.1	5.0	1.7	8.1	9.5
身体障害者手帳	517	34.2	60.2	3.1	5.2	2.7	1.7	4.3	4.4	1.0	7.2	9.3
愛の手帳	35	54.3	2.9	17.1	5.7	14.3	2.9	—	—	8.6	8.6	8.6
精神疾患での通院者	131	40.5	23.7	16.8	16.0	25.2	17.6	15.3	6.9	—	11.5	6.9
発達障害の診断を受けている	5	20.0	20.0	40.0	20.0	60.0	40.0	—	40.0	—	20.0	—
難病の診断を受けている	81	29.6	51.9	7.4	3.7	3.7	—	4.9	6.2	3.7	11.1	8.6

○今後、良い機会があれば働きたいと思うか



【考察】

平日の日中の過ごし方をみると、一般就労している人の割合は、難病のある人では2割超、その他の障害がある人では1割超となっています。

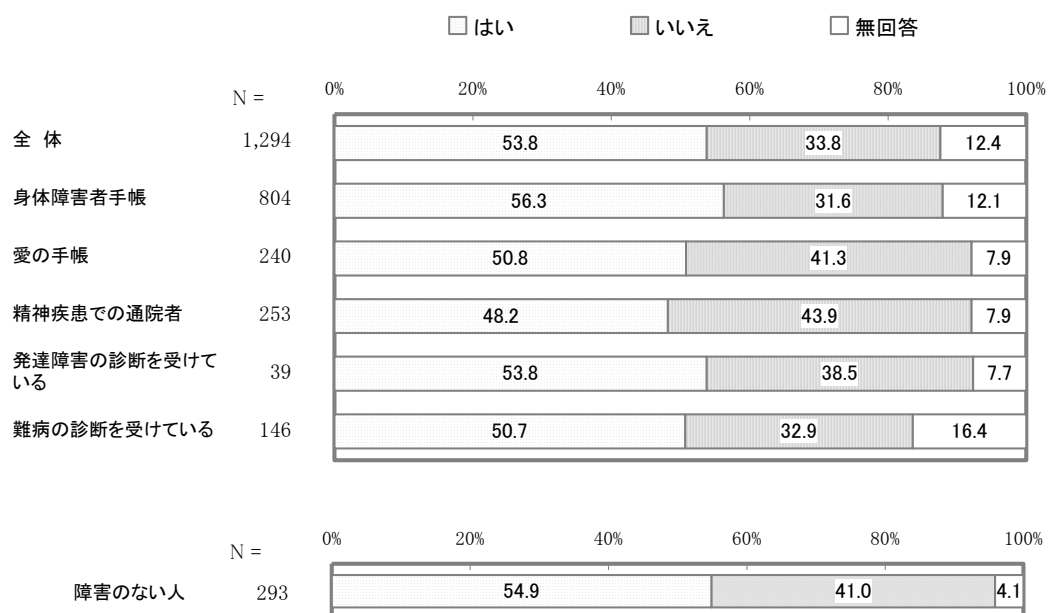
仕事をする上で困っていることとして、障害種別に関わらず、給与・工賃収入が少ないことの割合が高くなっています。

また、働いていない理由として、知的障害者と精神疾患のある人では、障害や病気が重いからという割合が最も高くなっています。今後、良い機会があれば働きたいかについては、現在働いていない方の中では精神疾患のある方の就労希望が最も多く、半数近くが何らかの就労を希望しています。

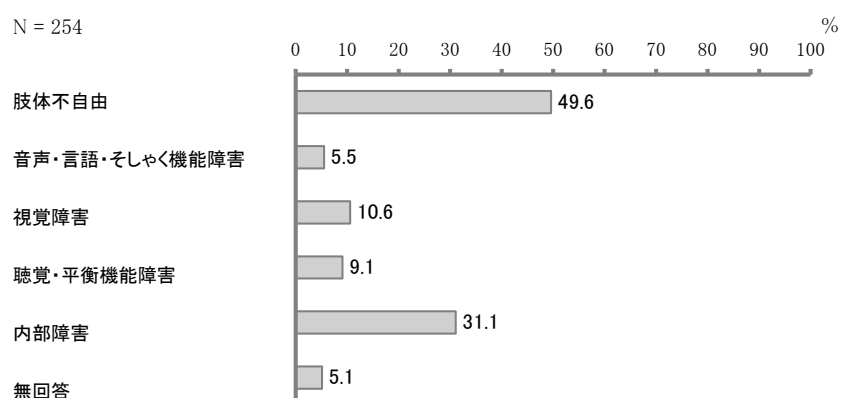
就労は、障害のある人の生きがいなどにもつながります。障害のある人の就労支援を行っていくとともに、企業等へ協力を求め地域に障害者の仕事を開拓していくことも必要です。

④障害者の地域移行等について

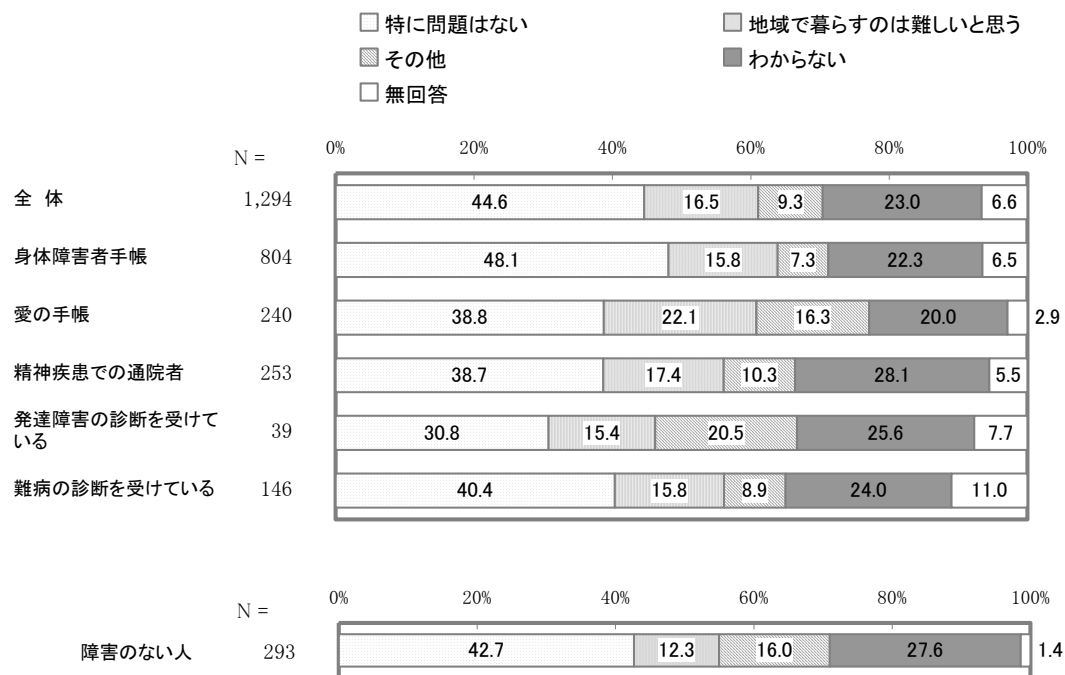
○地域及び職場で、障害者への理解が 10 年前に比べ深まっていると思うかについて



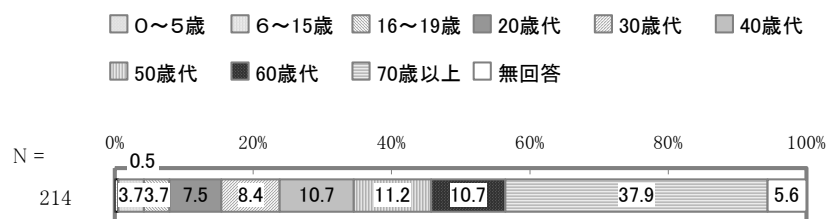
【身体障害者で「いいえ」と回答した方の障害の部位別】



○今後、住み慣れた地域で暮らしていくことについて



【「地域で暮らすのは難しい」と回答した方の年齢別】



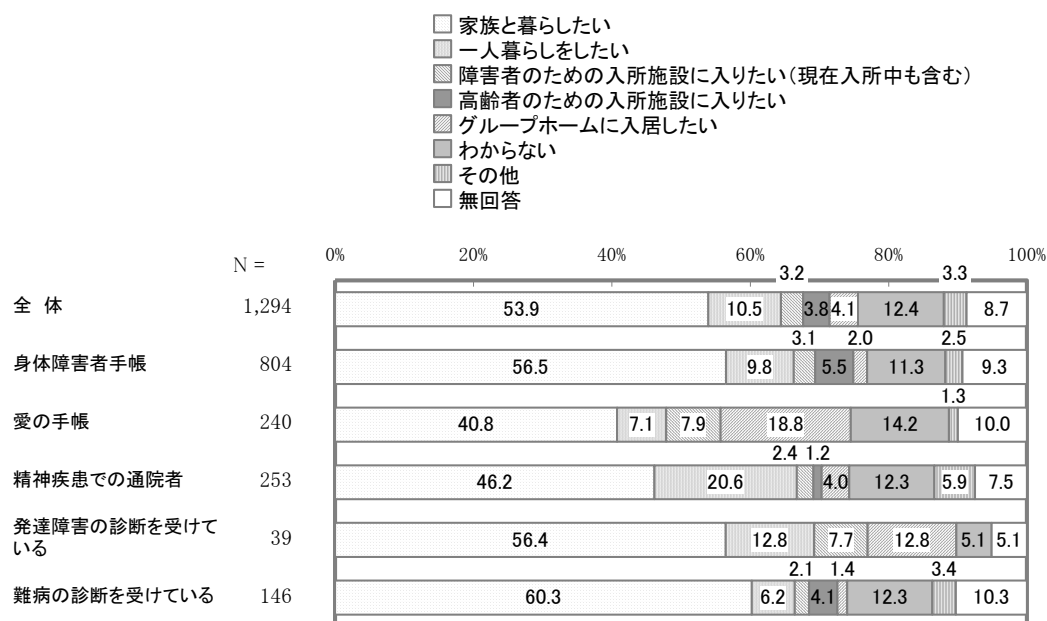
○障害のある人が地域で生活していくために必要なことについて

単位：％

区分	有効回答数 (件)	地域生活やサービス利用に関する 相談支援	訪問系サービスの充実	日中の活動・訓練場所や作業所の 充実	グループホームの拡充	手話などによるコミュニケーションの 支援	障害者のための住宅の確保
障害のある人全体	1,294	40.3	23.0	20.2	14.6	2.1	22.5
身体障害者手帳	804	41.7	24.5	15.2	10.2	2.2	21.5
愛の手帳	240	32.1	15.0	41.3	43.8	1.3	25.8
精神疾患での通院者	253	41.5	20.9	25.7	14.6	3.2	26.9
発達障害の診断を受けている	39	35.9	17.9	41.0	25.6	2.6	15.4
難病の診断を受けている	146	34.9	33.6	17.1	9.6	0.7	21.9
障害のない人	293	42.0	25.6	36.5	10.2	2.7	17.4

区分	利用しやすい医療機関	一般就労するための支援	交通機関や施設などのバリアフリー化	地域の人たちの障害に対する理解	特に必要なことはない	その他	無回答
障害のある人全体	32.5	16.6	18.2	32.8	4.8	2.0	9.6
身体障害者手帳	35.1	13.8	23.3	29.9	5.2	1.9	9.2
愛の手帳	23.3	20.0	3.8	41.3	0.8	1.3	12.1
精神疾患での通院者	28.5	23.7	11.1	34.8	5.1	4.7	7.5
発達障害の診断を受けている	41.0	28.2	7.7	56.4	—	—	5.1
難病の診断を受けている	32.2	19.2	24.0	28.1	3.4	0.7	13.0
障害のない人	11.6	17.4	24.2	46.1	1.7	2.7	13.3

○今後、どのような生活を送りたいかについて



【考察】

地域及び職場で、障害者への理解が10年前に比べ深まっていると感じている人の割合は、障害の有無、種類に関わらず、5割程度に達しています。

また今後、住み慣れた地域で暮らしていくことについてみると、障害の有無に関わらず、障害者が地域で暮らすことへの共感が広がっている一方で、知的障害者では、困難を感じている人が2割を超えています。

今後の生活については、障害の種別に関わらず家族と暮らしたい人の割合が高くなっています。また、知的障害者ではグループホームの入居を希望している方が約2割となっているのが特徴的です。障害のある人が地域で生活していくために必要なものとして、相談支援の充実を必要とする人の割合が最も多く、知的障害者ではグループホームの拡充、発達障害者では周囲の方の理解を特に必要としていることがうかがえます。

障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、内部障害、精神疾患、発達障害など、外からは見えない障害についてまで地域の方の理解を深めていくことが必要です。

また、相談支援やグループホームの充実など、地域で住み続けていくためのニーズを把握し、基盤整備をすすめていくことが求められています。

⑤今後の障害者施策について

○障害のある人が一般就労するために必要な支援について

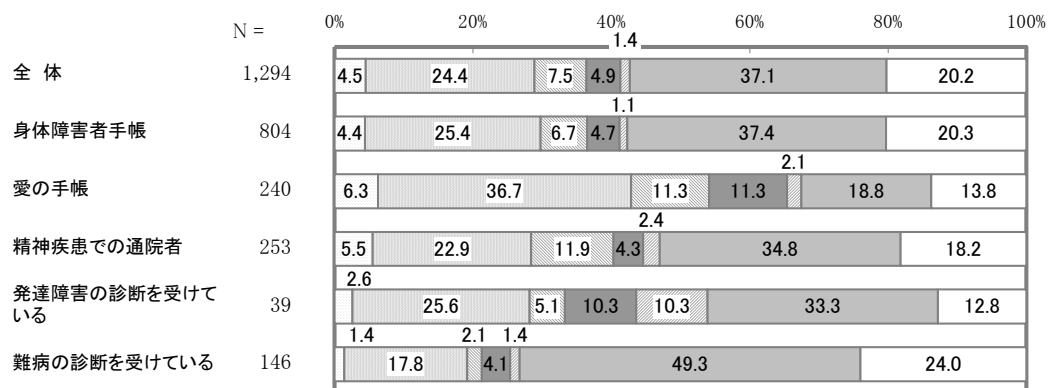
単位：％

区分	有効回答数 (件)	仕事探しから就労までの 総合的な相談支援体制	働くための知識や能力を 身につけるための職業訓 練	仕事を体験するための職 場実習	障害の特性に合った職 業・職域の開拓	障害者が働く雇用の場の 創出と拡充	希望に合った仕事を見つ けるための求人情報の提 供
全 体	1,294	51.1	35.6	27.3	41.0	37.2	30.4
身体障害者手帳	804	47.8	30.3	22.6	37.7	34.1	28.1
愛の手帳	240	71.3	55.0	47.1	64.6	54.6	35.8
精神疾患での通院者	253	58.1	43.9	37.2	45.5	43.1	41.1
発達障害の診断を受けている	39	79.5	61.5	51.3	69.2	59.0	43.6
難病の診断を受けている	146	39.7	24.7	18.5	35.6	31.5	24.0

区分	障害について の職場への働きか けの促進	通勤経路や職場の バリアフリー化	障害や病気の状 態に応じた柔軟な勤 務体制	職場に定着するた めの支援	特に必要なこと はない	その他	無回答
全 体	36.5	21.3	42.9	20.2	6.8	4.4	16.6
身体障害者手帳	30.5	23.0	40.0	14.7	7.2	4.6	19.7
愛の手帳	58.3	23.3	47.9	50.0	1.7	4.2	7.1
精神疾患での通院者	46.2	18.6	54.9	26.5	6.7	5.1	7.9
発達障害の診断を受けている	66.7	30.8	64.1	64.1	—	2.6	5.1
難病の診断を受けている	30.8	18.5	42.5	11.0	8.2	4.8	19.9

○受けている障害福祉サービスの満足度について

- ☐ 必要なサービスを受けられており大いに満足
- ☐ ほぼ必要なサービスを受けられており満足
- ☐ ほぼ必要なサービスを受けられているがサービスの質に満足できない
- ☐ 必要なサービスが十分に受けられず不満足
- ☐ 受けたいサービスが地域になく不満足
- ☐ 現在は特にサービスを受ける必要がないので利用していない
- ☐ 無回答



こ・ら・む

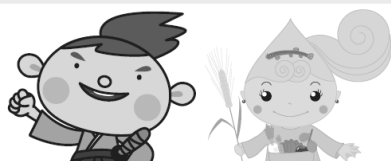
「ヘルプカード・ヘルプ手帳」ができました！

「ヘルプカード」は、障害や難病のある人が、普段から身に着けておき、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に手助けを求めやすくするためのカードです。

聴覚障害や内臓疾患による障害、知的障害や精神障害など、一見してわかりにくい障害がある人等、様々な人が手助けを求めるときに役立ちます。

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード



東久留米市

ヘルプマーク



※カードの裏面に専用のシールを
貼り伝えたい情報を記入します

ヘルプマークについては55Pの
コラム参照

○今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う施策について

単位：％

区分	有効回答数（件）	児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり	特別支援教育のいっそうの充実	教育と福祉の連携を強めること	児童の放課後や余暇活動の充実	障害者（児童）の虐待の予防	障害者の就労支援の充実	障害児保育の充実等による親の就労支援	就労系事業所の定員の拡大	重度の障害者の日中活動場所の確保
障害のある人全体	1,294	8.7	5.3	7.6	7.2	8.9	27.0	4.5	9.5	6.8
身体障害者手帳	804	6.6	4.5	7.2	4.1	9.1	22.6	4.7	6.1	6.2
愛の手帳	240	15.8	10.8	6.7	19.6	5.0	35.4	4.2	22.9	13.3
精神疾患での通院者	253	7.1	4.0	7.5	5.1	10.7	37.9	4.3	14.2	5.1
発達障害の診断を受けている	39	33.3	12.8	10.3	25.6	12.8	28.2	10.3	15.4	10.3
難病の診断を受けている	146	8.9	2.7	6.2	6.8	5.5	19.2	5.5	6.8	7.5
障害のない人	293	26.3	12.6	20.1	4.4	14.3	30.0	15.0	7.5	10.6

区分	在宅でも医療を受けられる体制づくり	グループホームの施設整備	バリアフリーのまちづくり	障害特性に対応した情報提供	相談支援体制の強化	障害者への理解を深めるための講習やイベント	研修等による支援者やボランティアの育成	その他	無回答
障害のある人全体	20.7	11.6	20.6	14.6	14.4	9.5	6.9	4.9	21.1
身体障害者手帳	25.6	8.7	26.4	15.4	15.2	7.3	6.7	4.9	21.4
愛の手帳	3.8	35.8	6.3	12.9	9.2	12.5	11.7	2.1	17.5
精神疾患での通院者	12.3	9.9	10.7	18.2	17.4	17.0	5.9	8.3	16.6
発達障害の診断を受けている	2.6	23.1	—	20.5	25.6	12.8	5.1	2.6	12.8
難病の診断を受けている	27.4	8.2	24.0	7.5	13.7	5.5	6.8	5.5	30.1
障害のない人	15.4	9.6	24.6	6.1	11.6	11.9	12.3	3.8	12.3

【年齢別】

単位：％

区分	有効回答数（件）	児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり	特別支援教育のいっそうの充実	教育と福祉の連携を強めること	児童の放課後や余暇活動の充実	障害者（児童）の虐待の予防	障害者の就労支援の充実	障害児保育の充実等による親の就労支援	就労系事業所の定員の拡大	重度の障害者の日中活動場所の確保
0～19 歳	82	26.8	19.5	9.8	36.6	4.9	40.2	4.9	26.8	12.2
20 歳代～50 歳代	468	9.6	6.2	9.0	8.1	11.3	38.9	4.9	15.4	8.1
60 歳代・70 歳以上	691	6.1	3.5	6.4	3.6	8.0	17.8	3.9	3.9	5.2

区分	在宅でも医療を受けられる体制づくり	グループホームの施設整備	バリアフリーのまちづくり	障害特性に対応した情報提供	相談支援体制の強化	障害者への理解を深めるための講習やイベント	研修等による支援者やボランティアの育成	その他	無回答
0～19 歳	1.2	22.0	6.1	13.4	8.5	6.1	4.9	2.4	12.2
20 歳代～50 歳代	11.8	16.7	15.4	17.7	15.8	16.5	8.8	4.9	14.3
60 歳代・70 歳以上	29.1	7.1	26.2	13.0	14.9	5.1	5.9	5.1	26.3

【考察】

障害福祉サービスの満足度をみると、全体では３割近くの方が満足している一方で、知的障害者、発達障害者で必要なサービスが十分に受けられず不満足な人が１割、発達障害では地域に受けたいサービスがないが１割となっています。

また、今後、市行政で重点的に取り組むべき施策として、障害の有無、障害の種類に関わらず、就労支援に力を入れるべきと考えている人の割合が高くなっています。特に精神疾患のある方では、その要望が大きくなっています。

今後も、就労に関する相談に応えていく体制の充実を図るとともに、障害のある人のニーズを的確に捉え、障害のある人が生活しやすい環境を整備していくことが必要です。

(3) 団体ヒアリングのまとめ（主な意見） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

＜団体ヒアリングに協力いただいた団体名＞

身体障害関係団体：失語症友の会連合会、盲人協会（かたつむりの会）

学校関係団体：小平特別支援学校 PTA 代表、学芸大学付属特別支援学校
PTA 代表者

発達障害関係団体：de・cobo、すぷらうと、わかくさ発達相談室の未来を考える会

精神障害関係団体：蒼空会、高次脳機能障害者と家族の会「絆」

難病関係団体：パーキンソン病友の会、筋痛性脳脊髄炎の会

①障害への理解を広げるために何をすべきか

- ・子どもへの教育も大切だと思う。障害のある人と一緒に何かをやること、交流が理解につながると思う。
- ・子どもたちの意識を変えることが大切である。
- ・障害者の理解を更に広げるための道德教育を行ってほしい。
- ・障害への理解が深まっていると思うが、理解の質を高めていく必要があると思う。
- ・他の障害のことが分からないので、障害団体間の交流も必要である。
- ・国・市町村が障害者差別解消法や権利条約のこと、高次脳機能障害や難病等についてを詳しく広報していくことが必要である。

②障害者の地域で生活していくために何が必要か

- ・家族を家で見ていきたくても看きれないという問題がある。もちろん地域で暮らすのがあるべき姿だが、行政がどこまでフォローしていただけるのかも検討していくことが必要である。
- ・グループホームと日中活動の場があれば、地域で暮らしていける。
- ・元気なうちは出来る限り面倒をみたいという親も多いが、グループホームが不足しているため、まだ子を見る余裕があっても、空きが有る時にグループホーム入居する人もいる。
- ・大人になって一人で暮らしていけるようになるためには、サービスを利用して段階的に親から離れていく過程が大切だと思うが、特に医療的ケアの多い子どもでは難しい。

- ・発達障害については、大人になっても地域で暮らしていくためには、早期療育が大切である。
- ・作業所、グループホームを増やしていくこと。特に、肢体不自由の障害者を受け入れるところが不足していると思う。
- ・視覚障害者が安全に外出できるように、音響信号機や誘導ブロックの主要道路や公共施設への設置、公共施設での段差の解消をさらに進めて欲しい。

③災害時に不安に思うこと、また、どのような備えが必要か

- ・避難生活が心配である。特に体育館での暮らしは大変だと思う。
- ・自分の障害の状況を日頃から周囲の方に知ってもらうことが必要である。
- ・ヘルプカードも活用しているが、本人が適切なタイミングで出せるかが課題である。
- ・避難所暮らしには長時間は耐えられない。学校がいつとき避難場所になっているので、自宅に住めなくなったら住所には関係なくここに避難できると良い。
- ・災害時要援護者制度を周知すべき。
- ・避難所への移動を案内して欲しい。避難所での案内は、掲示板等への表示だけではなく音声でも行って欲しい。
- ・コミュニティバスの運行や、タクシー利用助成の増額が必要である。

④就労支援についてはどうあるべきか

- ・職場の理解と職場環境の整備が必要で、それがないと働き続けられない。
- ・会社の方でも障害者の法定雇用率をある程度意識しているが、部署によって温度差がある。企業へ理解を求めることも必要である。
- ・働き続けるためには、本人の高い意識も必要だと思う。
- ・市役所での仕事をやらせていただきたい。実習の場としても有効である。
- ・職種を増やしてほしい。パソコンを使える人も多いので、その技能が活用できる職種があると良い。
- ・ジョブコーチの長期的なフォローが必要。
- ・働く意欲がもてるくらいの給与・工賃にして欲しい。

⑤サービスについて感じていること、望むこと

- ・介護保険サービスの利用がほとんどで、介護認定で「良い状態」を捉えられて介護度が下がることがあるのに不満を感じる。難病の特性が反映されていない。
- ・受けているサービス（ケアマネ・ヘルパー）には満足している。とても親切に対応してくれる。
- ・在学中も、移動支援・日中一時支援を多くの児童・生徒が活用している。放課後等デイサービスも利用しており、子どもは喜んで利用している。
- ・放課後等デイサービスに空きがない。特に就労している親は困ってしまう。6年生まで学童保育が利用できるようにして欲しい。
- ・障害児の相談支援も利用し始めたが、学齢期には学校の個別支援計画も提供されるので、さほど必要性を感じない。卒後の支援計画は大切になると思う。
- ・医療的ケアが常時必要な児童は、移動のためのサービスが利用できない。
- ・難病によっては手帳が取得できず、利用できる公的サービスがほとんどなく、患者を家族が看ている。

⑥団体として重点的に取り組んでいること、どのように協力できるか

- ・行政の情報を会のネットワークで流すことにも意義があると思う。その意味でも、会員を増やした方が良いと思うが、どこに難病患者がいるかの情報が得られない。
- ・障害特性に応じた情報提供体制を求める。
- ・地域生活支援事業の意思疎通支援の範囲を広げて、失語症の方むけのサービスを位置付けること。
- ・医療的ケアが必要な児童・生徒のサービス基盤の充実を図って欲しい。
- ・福祉サービスに結び付けるように、難病患者の実態調査を行うことが必要だと思う。
- ・団体の活動を周知して会員を増やすと共に、家族会員の支援を行いたい。

⑦障害者基本法上のその他の基本的施策に係る要望

- ・発達相談室をきちんとした場所に移して欲しい。そして、発達障害についての情報発信の基地となって欲しい。年長児のグループの活動回数を増やしてほしい。
- ・就学後の療育にも発達相談室で取り組んでほしい。
- ・市報や選挙公報の音声化は評価している。更に様々な情報を音声でも提供して欲しい。

(4) 事業者アンケートのまとめ（主な意見） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

市内で障害者（児）へサービスを提供している 19 法人にアンケート調査票を送付し、平成 26 年 10 月末までに 11 法人から回答を得ました。

①障害への理解を広げるために行政・事業所が取り組むべきこと

<行政が取り組むべきこと>

- ・市のガイドブック、暮らしの便利帳等に障害福祉事業を紹介する。
- ・福祉サービスに係る職員（行政職）等への研修。
- ・一般市民への啓発事業をもっと活発に行う。
- ・若い世代の育成
- ・地域の中で障害を持つ人が働ける場をつくる。
- ・マタニティカード、ヘルプカード等の周知、雇用の拡大
- ・市の委託事業を増やし、障害者が働く姿を市民に見てもらう。
- ・道路整備など、障害者や一般の市民がお互いに窮屈にならないような整備が必要。
- ・中学生からのボランティア活動などを通じた早期啓発事業。

<事業所としてできること>

- ・研修への参加
- ・精神保健福祉ケア連絡会等、外部組織との連携の場への参加
- ・障害特性への理解を深め、出来る限りのバリアフリー化。
- ・地域のイベントに参加したり、事業所のイベント（バザー等）に地域の人に参加をしてもらう。

②障害者が地域で生活していくために何が必要か

- ・日中活動の場（当事者同士が気軽に集えるようなサロンの場）（就労、地活センター等）
- ・アウトリーチ事業の拠点となるような、医師等医療従事者も勤務している地域の保健室のような場。
- ・グループホームの拡充
- ・障害を理解してもらうための自然な交流が必要
- ・地域の人に不安を与えない努力、市民への地域移行の周知、地域の人々の理解。
- ・地域で生活するための情報提供
- ・障害者の経済的基盤の整備
- ・相談支援の充実（24 時間悩み相談）

＜事業所としてできること＞

- ・作業活動に積極的に参加したい利用者に対して、多様な作業の提供や、作業活動が困難な利用者に対しては、軽度な作業活動の創出、身体運動活動やレクリエーション的な活動の充足。
- ・地域の人との交流、啓発、周知を個別対応で実践する。
- ・日中活動を充実する。GHを新規に開設する。
- ・行政（関係機関）と事業所の密接な関係を築く
- ・相談室の支援の拡充
- ・サービス利用の依頼を必ず受けられるよう、スタッフの確保と研修に努める。
- ・事業所の情報を常に発信する。

③災害時にできる支援について

＜事業所としてできること＞

- ・利用者の安否確認や家族、災害対策本部への連絡、巡回支援
- ・呼吸器を使用している人や医療ケアを必要としている利用者に対して、市役所、保健所、医療機関と連携する。
- ・施設、設備を二次避難所として利用
- ・職員・ヘルパー及び家族の安全が確保できた時点で事業所を開設し、利用者の受け入れができるようマニュアルを整備した。

④就労支援についてはどうあるべきか

＜行政が取り組むべきこと＞

- ・3Dプリンタを皮切りとして、共同受注の仕組みを定着させる。行政主導での就労の場づくり
- ・軽度の障害のため無年金でも、生保に頼らず生活できるよう、就労Aの事業所の拡充。
- ・企業側の障害者雇用の負担軽減と積極的な雇用に向け、就労支援系の作業所からの情報を集め、障害者の行動や特性のデータを蓄積し、企業に発信する仕組み。
- ・障害者本人と企業の間をつなげるような専門職の配置
- ・一般企業への啓発、周知の徹底、障害特性への理解

＜事業所としてできること＞

- ・オリジナリティーが高く、特定の消費者にフィットする固有性のある商品づくり。
- ・工賃の維持
- ・利用者への案内、情報提供
- ・安定した業務の確保

⑤事業所の課題について

- ・利用者の増に対して、現在のスペースでは限界がある。
- ・工賃アップに向けての販売ルートの拡大と商品開発。
- ・家族などからのGHの要望。
- ・技術の習得に時間がかかるため、スタッフの育成に時間がかかる。
- ・サービスの種類が足りない（利用者が使いたいサービスがない）
- ・安易な理由でサービスを利用する方が増えている。事業所の思いと利用者の使い方のずれを感じる。

⑥市が重点的に取り組むべき施策について

＜教育＞

- ・中学生の職場体験を受け入れしているが、障害の理解が進んでいない。
- ・精神疾患や精神科の理解促進、啓発
- ・小学校での啓発事業

＜療育＞

- ・市民が安心して利用できる児童発達支援センター

＜バリアフリー＞

- ・情報のバリアフリー化（障害者自身が暮らしを選べるように、理解しやすい方法での情報提供）。

＜相談支援＞

- ・福祉・医療・インフォーマルな資源等と広く連携が求められているが、法人間の連携が薄い。
- ・相談支援を通して関係機関が同じ目線で支援に当たれるメリットがあるが、各事業所でやり方が異なり、この事業を取りまとめる基幹的事業所が必要。

＜文化的活動＞

- にぎやかカーニバル、お日さまサンサンフェスティバル、ほかほか春のつどいなど公的な支援で市民と共に作り上げ、障害についての理解を広げる。
- 放課後デイの使われ方には疑問があるが、卒後の支援のために早急に成人対象の日中活動後の余暇活動の必要性がある。まず市が補助金や日中一時の拡大をしてほしい。
- 野外活動の充実をしてもらいたい。

＜選挙等における配慮＞

- 在宅で選挙ができること

こ・ら・む

ヘルプマークって？

46Pでご案内した「ヘルプカード」や「ヘルプ手帳」に記載されているマーク。義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人がいます。そうした人々が周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするマークとして、普及に努めています。



助けが必要な人と助ける人を結びつける、それがヘルプマークです

1 基本理念

障害のある人の自立と社会参加を支えるためには、障害のある人自らの自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが求められます。本市では、長期総合計画において、市民だれもが、住みなれた家庭や地域で、人とのふれあいを深めながら、健康で幸せに過ごせるまちをひとつの基本目標とし、「“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米」の実現を進めています。

そこで、今回の計画では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が住みなれた地域で安心して生活していくためのサービスや、社会参加に向けた支援を進めていくとともに、関係機関との連携のもと、障害の特性に応じた情報の内容と提供手段の充実に努め、福祉サービスをより円滑に利用できる体制を目指していきます。

「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」を基本理念とし、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会を目指します。また、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している障壁を取り除くため、障害のある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に実施していきます。

基 本 理 念

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、

自らの意思で参加できるまち

2 基本的視点

この基本理念に基づき、本計画に基づく施策の推進にあたっては、次の3つの施策横断的な視点を設定します。

(1) 自己実現を図るための支援を切れ目なく行う ● ● ● ● ● ● ● ●

障害のある人が必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けることができるよう、一人ひとりの生活ニーズやライフステージに合わせた支援を行い、本人にとっての選択の幅を広げ、切れ目のない支援を行います。

(2) 障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進める ● ● ●

障害者にとっての安全は、障害の有無にかかわらず、社会全体の安全につながります。障害があっても、地域で安心して生活できるよう、公共施設等のハード面とともに、情報提供面のバリアフリーを進めていきます。

(3) 共に支え合う地域づくりを進める ～地域福祉計画～ ● ● ●

障害者が地域の人々から気軽に必要な支援を受けられるためには、日常的な「つながり」を深めていくことが必要です。そして、障害があっても地域活動の担い手として参加できることが、障害者にとっての生き甲斐となります。新しい地域福祉計画の理念「新たな“つながり”づくり」を実現していくため、障害の有無を超えて、共に支え合う地域づくりを進めます。

3 基本目標

ここでは、基本理念を念頭に、今後、東久留米市が進めていく障害者施策の基本目標として次の6つを掲げます。

基本目標 1 相談支援体制の充実

平成24年度から制度化された計画相談支援を障害福祉サービスを利用する全ての人が受けられるように、早期に15カ所の特定相談支援事業所を整備します。そして、提供するサービス利用計画への満足度が高まるように、相談支援専門員のスキルアップを支援します。

保健所、子ども家庭支援センター、教育相談室、ハローワークなどの他の相談機関との連携を強め、障害者又はその保護者がどこの相談機関を尋ねても適切な支援に結びつけられる「つながる支援体制」を目指します。

【施策】

- 特定相談支援事業所の整備と、相談支援専門員への支援
- 障害の多様化に応じた相談支援体制の充実

基本目標 2 地域生活を支援するサービス基盤の充実

すべての障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障害者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービス、高齢者への介護保険サービス及び介護予防サービス、在宅療養を支える医療サービス、を障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。また、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

【施策】

- 障害福祉サービス、医療サービスの提供体制の充実
- 年金、医療費助成、手当などによる経済的支援の実施
- 高齢者への介護保険給付の充実と介護予防の推進
(高齢者福祉計画・介護保険事業計画 27～29年度)

基本目標3 障害児への療育と特別支援教育の充実

東久留米市でも発達に課題のある子どもが増加しています。子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のためにも、母子保健計画に沿って乳幼児健康診査や健康診査後の支援などを実施していくとともに、幼稚園、保育園など乳幼児の通園施設とのネットワーク化を進め、わかさ学園を中心として早期療育を推進します。

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを理念として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援教室といった「多様な学びの場」を用意するとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り共に学ぶ場や機会を増やしていきます。また、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための「合理的配慮」の視点から小・中学校における基礎的環境整備に努めます。

保育園、学童保育所での障害児保育により、保護者の就労を支援します。

【施策】

- 早期発見・早期療育の推進（母子保健計画 27～31年度）
- 特別支援教育の充実
- 保護者への就労支援の充実（子ども・子育て支援事業計画 27～31年度）

基本目標4 安心して地域で生活できる環境の整備

建築物や公共施設・公共交通機関・情報のバリアフリー化などを進め、安全で快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりにつながり、地域や家庭で住み続けていくためには重要なこととなります。

快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。また、障害特性に対応した情報提供を広めていきます。

障害者にとっての安全・安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。今後は、避難行動に支援を要する障害者とその家族が安心できる避難のあり方を、民生・児童委員や地域の自治会、自主防災組織等に協力を求めながら具体策を検討していきます。

【施策】

- 公共施設等のバリアフリー化の促進
- 情報アクセシビリティの向上と参政権の確保
- 防災・防犯のための地域ぐるみの協力体制をつくる

基本目標 5 就労や社会活動による生きがいの推進

働くことは障害の有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障害特性・状態により企業就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。また、地域の企業に協力を求め、障害者の仕事を開拓します。

また、障害のある人が、さまざまな分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにもつながります。障害のある人が、身近な地域での活動に積極的に参加し、市民と交流が図れるよう、活動や参加機会を広げるとともに、各種事業主催団体と連携して、社会的活動への参加促進を図ります。

【施策】

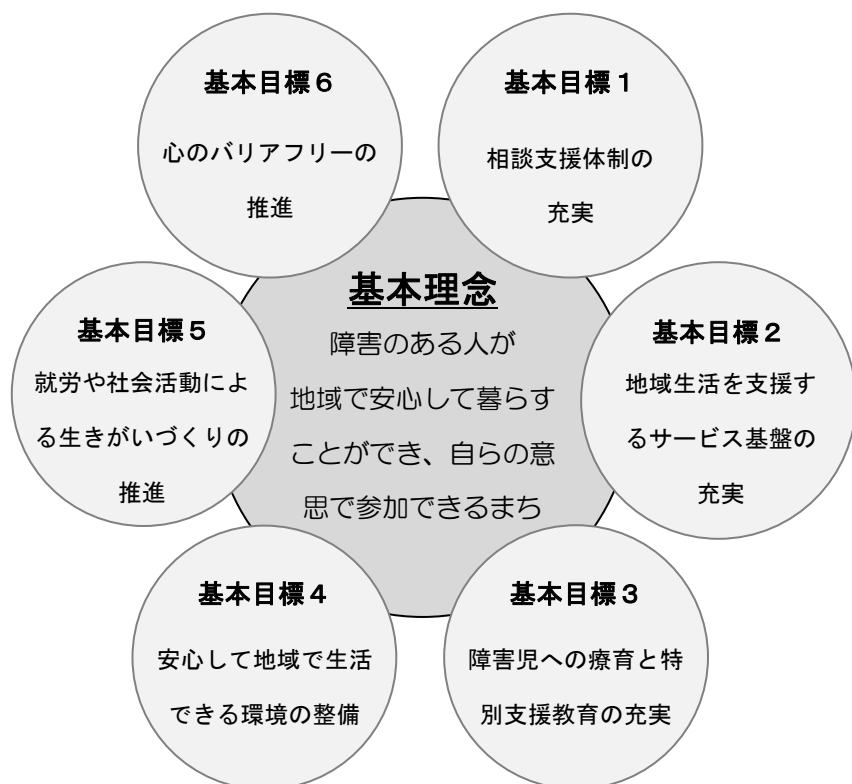
- 就労の推進と地域での仕事の開拓
- 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実

基本目標 6 心のバリアフリーの推進

国では、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。平成 28 年 4 月の法施行に備え、総務部長・福祉保健部長と庶務担当課長等から構成される全庁的な組織を設け「社会的障壁の除去のための合理的配慮」について検討を進めます。市民に広く知ってもらうための啓発事業に取り組んでいきます。

【施策】

- 全庁的な推進体制の確立と職員研修
- 市民向けの啓発事業の実施

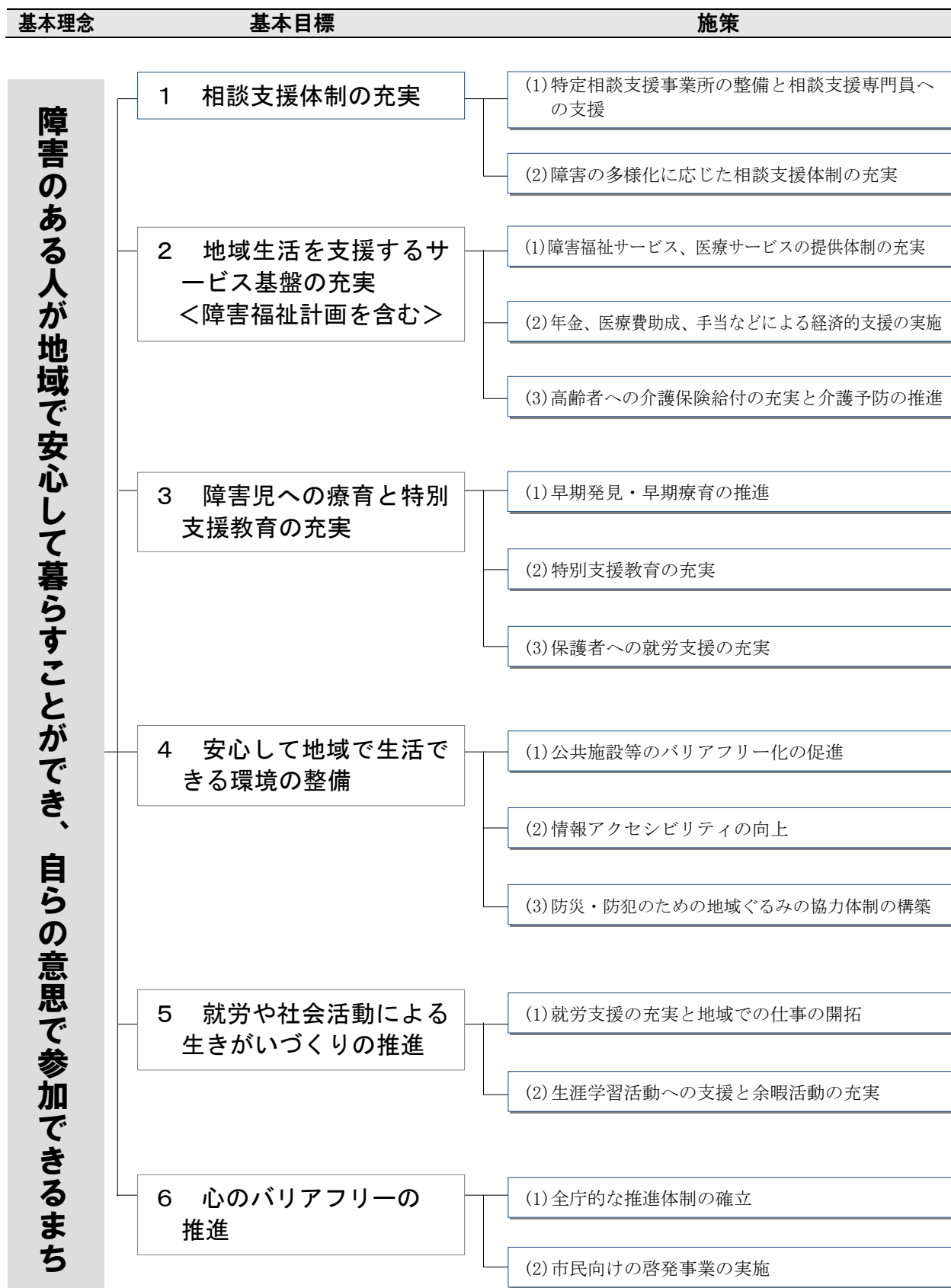


基本的視点 1：自己実現を図るための支援を切れ目なく行う

基本的視点 2：障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進める

基本的視点 3：共に支え合う地域づくりを進める

4 障害者計画の施策体系



第4章

障害者計画における施策の推進

1 相談支援体制の充実

(1) 特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援 ● ● ●

平成24年度から制度化された計画相談支援を障害福祉サービスを利用する全ての人が受けられるように、早期に15か所の特定相談支援事業所を整備します。そして、提供するサービス利用計画への利用者の満足度が高まるように、相談支援専門員のスキルアップを支援します。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
1-(1)-①	特定相談支援事業所の整備	・ 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の指定を行う。 ・ 市内の指定事業所に対し集団指導等を行う。	障害福祉課
1-(1)-②	相談支援専門員への支援	・ 地域自立支援協議会の相談支援部会に、相談支援専門員が個別ケースの相談を持ち込めるようにしていく。 ・ 市独自研修会を設け、相談支援専門員のスキルアップを図る。	障害福祉課

(2) 障害の多様化に応じた相談支援体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ●

障害のある人が身近なところで安心して相談ができ、適切な指導、援助が受けられる支援体制や地域において主体的に生活をしていくために、様々なサービスを一人一人の状況に応じて適正に選択できるよう、ライフステージに応じた情報の提供を行います。子育てに関する相談、教育に関する相談、学校生活に関する相談、健康づくりに関する相談等に各部署が専門的視点から応じていくと共に、相談機関どうしの連携を深め、児童については特別支援教育のセンター的な機能をもつ特別支援学校の協力も得て、相談者がどこの相談機関を利用しても適切な支援に結び付けるようにします。

障害者及び障害児が虐待を受けることがないように、予防のための措置を講じていきます。また、判断能力の不十分な人の権利擁護の視点から、成年後見制度の利用支援を社会福祉協議会と連携して行います。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
1-(2)-①	子ども家庭支援センターによる相談事業	0歳から18歳未満の児童と、子育てをしている家庭に関するどんな事でも相談・支援等を実施。	児童青少年課
1-(2)-②	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者、特定妊婦に関する情報交換並びに関係機関の連携及び支援内容に関する協議会の運営。	児童青少年課
1-(2)-③	障害者虐待防止センター	養護者・施設従事者・使用者による障害者への虐待の通報・届出等の受付、及び障害者の安全確認・事実確認・指導等を実施する。	障害福祉課
1-(2)-④	特別支援学校のコーディネーターによる巡回相談	市内小中学校が特別支援学校のコーディネーターに依頼して、支援が必要な児童生徒の支援方法などについて指導を受ける。	指導室
1-(2)-⑤	学芸大学附属特別支援学校コーディネーターによる保育所への巡回相談	公立保育園6園、公設民営保育園3園で東京学芸大学附属特別支援学校のカウンセラーによる巡回相談を実施。	子育て支援課
1-(2)-⑥	スクールソーシャルワーカーによる支援等	・虐待、発達障害、不登校等にかかわる相談と支援（関係機関との連絡・調整） ・小学生、中学生、就学前幼児対象	指導室
1-(2)-⑦	中央相談室（教育センター内）と滝山相談室における教育相談	・臨床心理士による、発達障害、不登校、学力不振等にかかわる相談 ・小学生、中学生、就学前幼児対象	指導室

事業番号	事業名	事業内容	担当課
1-(2)-⑧	心の健康づくり事業	心の健康づくりに関する情報提供や講演会等を実施。	健康課
1-(2)-⑨	精神保健福祉相談事業	保健師等による社会復帰に関する相談、生活相談、医療継続の相談、福祉相談	障害福祉課
1-(2)-⑩	委託相談支援事業	地域で暮らす障害者に対し日常生活や社会生活が営めるように支援する（一般相談事業）。	さいわい福祉センター めるくまーる
1-(2)-⑪	障害者総合支援法上の地域相談支援	【第5章 障害福祉計画に掲載】	障害福祉課
1-(2)-⑫	児童福祉法上の障害児相談支援	【第5章 障害福祉計画に掲載】	障害福祉課
1-(2)-⑬	成年後見制度利用のための相談事業	・成年後見制度推進事業を社会福祉協議会に委託して実施する。 ・首長申立て等についての相談と専門職後見人への報酬助成事業を実施する。	福祉総務課 社会福祉協議会 介護福祉課 障害福祉課
1-(2)-⑭	身体・知的障害者相談員	当事者やそのご家族からなる相談員による、身体・知的障害者向けの相談を実施する。	障害福祉課
1-(2)-⑮	高次脳機能障害者への支援のネットワーク化	高次脳機能障害者への支援のネットワーク化を目的として、北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を近隣5市で運営し、市民交流事業等を実施する。	障害福祉課

高次脳機能障害をもっと知ろう！

こ・ら・む

～北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会～
市民交流事業

「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」では、毎年冬に「市民交流事業」を開催しています。この障害について関心を持っていただく機会として、障害のある方やご家族の方以外でも、ご参加いただけます。

高次脳機能障害に関する講演が主な内容のこのイベント、平成26年度は、東久留米市が会場となり、「高次脳機能障害者の就労支援」をテーマに、様々な方の講演が行われ、約200名の参加がありました。

◆北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会

近隣5市（小平市・東村山市・西東京市・清瀬市・東久留米市）の医療機関や行政、障害者支援施設等を構成員として、高次脳機能障害者を支援するために設立されました。

2 地域生活を支援するサービス基盤の充実

(1) 障害福祉サービス、医療サービスの提供体制の充実 ● ● ● ●

各種の障害福祉サービスが、障害の状態やライフステージ、そして当事者の利用希望に沿って、円滑に提供できるよう、サービス量の確保及び充実に努めます。

特に難病等により医療ニーズが高い方は、在宅で医療サービスが受けられることが必要です。在宅療養連携会議等に参加し、訪問診療や訪問看護を提供する医療関係者と、介護サービス関係者とのネットワークづくりを進めます。

市立さいわい福祉センターは、障害者に係るサービスと相談のセンター的な機能をもつ専門機関として、法律や制度の変更に柔軟に対応できるよう運営していきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
2-(1)-①	訪問系・日中活動系サービス等の充実	【第5章 障害福祉計画に記載】	障害福祉課
2-(1)-②	地域生活支援事業の充実	【第5章 障害福祉計画に記載】 ・難病等啓発補助事業	障害福祉課
2-(1)-③	さいわい福祉センターの管理運営	・居宅介護、同行援護、生活介護、就労移行支援、計画相談支援の障害福祉サービス ・日中一時支援（都型ショートステイを含む）、移動支援、地域活動支援センター事業 ・会議室等の貸し出し業務等	障害福祉課
2-(1)-④	在宅療養ネットワークづくり	在宅療養連携会議	介護福祉課 障害福祉課 健康課 保険年金課

(2) 年金、医療費助成、手当などによる経済的支援の実施 ● ● ● ●

各種サービスの入り口となる障害者手帳の手続きにおいて、障害に応じた支援策の情報提供を適切に行います。

国や東京都などが実施する各種手当や、ガソリン・タクシー代の補助等の申請について案内することにより、障害者の日常生活の安定を図ります。また、医療を必要とする障害者が障害種別に応じた医療費助成制度が利用できるよう、支援します。

障害年金制度について、制度の存在や手続き方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことのないように、担当部署で障害基礎年金制度の周知・啓発を図ります。障害者基本法第24条の趣旨に沿って、公共施設利用料や軽自動車税の減免措置を実施します。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
2-(2)-①	障害者手帳（身体・知的・精神）の案内と受付・交付・付帯サービスの案内	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付、付帯サービスの案内を行う。	障害福祉課
2-(2)-②	各種の手当の給付事業	・ 特別障害者手当（国手当）の受付と支給 20歳以上で身体・知的・精神に著しい障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方へ支給する。 ・ 障害児福祉手当（国手当）の受付と支給 20歳未満で身体・知的・精神に著しい障害があり、常に介護を必要とする方へ支給する。 ・ 心身障害者福祉手当（都手当） 20歳以上で身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方へ支給する。 ・ 重度心身障害者手当（都手当）の受付 ・ 障害者福祉手当（市手当）の支給 身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方へ支給する。 ・ 難病者福祉手当（市手当）の支給 ④医療券を所持する方へ支給する。 ・ 障害者住宅手当（市手当）の支給 身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方で、民間のアパート、借家等に居住する方へ支給する。 ※市の手当については、効率化や事務の簡素化等を目的として、一定の見直しを行っていく。 ・ 特別児童扶養手当（国手当）の受付 ・ 児童育成手当【障害手当】（都手当）の受付と支給 20歳未満で心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1～2級程度、知的障害で愛の手帳1～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症）がある児童を養育している家庭に対する手当	障害福祉課 児童青少年課
事業番号	事業名	事業内容	担当課

2-(2)-③	移動経費負担軽減事業	・ガソリン費の助成 身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、難病の医療費助成を受けている在宅の方で、車による移動の介助を受けている方へ支給する。 ・タクシー費の助成 身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、難病の医療費助成を受けている在宅の方で、通常の交通機関での移動が困難な方へ支給する。 ※市の単独事業なので、効率化や事務の簡素化等を目的として、一定の見直しを行っていく。	障害福祉課
2-(2)-④	自立移動手段確保支援事業	・自動車改造費助成 18歳以上の身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹）1，2 級の方が、自ら所有し運転する自動車の操向・駆動装置の改造費の一部を助成する。 ・運転免許取得費助成 18歳の運転適性試験に合格した身体障害者手帳 1～3 級（内部障害は 4 級まで、下肢・体幹機能障害で歩行困難者は 5 級まで）の方、愛の手帳 1～4 度の方が、免許取得に直接必要とした経費の一部を助成する。	障害福祉課
2-(2)-⑤	自立支援医療（更生医療）の給付	身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の方に、障害程度を軽減・除去するための医療を給付する。	障害福祉課
2-(2)-⑥	自立支援医療（育成医療）の給付	18 歳未満で身体に障害があるために手術等を必要とし、確実な治療行為が期待される方に、将来生活していくために必要な能力を身につけるための医療を給付する。	障害福祉課
2-(2)-⑦	自立支援医療（精神通院）の給付	精神疾患を理由として、通院医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部を助成する（利用者負担・所得制限あり）。制度の案内と申請受付及び受給者証発送業務を行う。	障害福祉課
2-(2)-⑧	心身障害者医療費助成の支給	㊦医療証に係る申請受付を行う。	障害福祉課
2-(2)-⑨	難病医療費助成・小児慢性疾患医療費助成の案内と受付	国及び東京都が実施している難病医療費助成事業と小児慢性疾患医療費助成事業の案内と申請受付を行う。	障害福祉課
2-(2)-⑩	年金の相談と受付	障害基礎年金の受付・相談。	保険年金課
2-(2)-⑪	公共施設利用料の減免措置	障害者手帳所持者に対し、市内公共施設利用料を減免する。	各公共施設所管課
2-(2)-⑫	軽自動車税の減免措置	障害の区分・等級に応じて、軽自動車税を減免する。	課税課

(3) 高齢者への介護保険給付の充実と介護予防の推進

～高齢者福祉計画・介護保険事業計画～ ● ● ● ● ● ● ● ●

市では、平成12年にスタートした介護保険制度により、利用者の選択に基づいた保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できるよう基盤整備を進めてきました。その後の法改正に伴い、予防重視型システムへの転換を図る観点から、介護予防施策の充実と共に、中高年期からの健康づくりを視野に入れた取り組みを行ってきました。

そして、地域包括ケアシステムを実現するための体制づくりを進めていくことを主旨とした、平成27年度から3か年の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者福祉を推進していきます。

障害者の中でも、身体障害者の3分の2は65歳以上の高齢者となっており、既に介護保険給付を受けている方が多くいます。障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行においては、サービスの利用者が大きな不安をもたないように丁寧な情報提供を行い、支援していきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
2-(3)-①	高齢障害者への介護保険給付の充実	要介護者の方の日常生活の自立を支援できるよう「福祉用具の貸与・購入」や「住宅改修」の支援を行なうとともに、「訪問介護」や「通所介護」、「通所リハビリ」、「訪問リハビリ」などのサービスの充実に取り組む。	介護福祉課
2-(3)-②	高齢者への介護予防事業の推進	要支援と認定された方や要支援になる恐れのある方に対し、介護予防を推進するため、「筋力向上」や「低栄養予防」、「口腔機能向上」、「脳の健康教室」（認知症の予防）などのプログラムを提供する。	介護福祉課

3 障害児への療育と特別支援教育の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進

平成27年度から5年間の母子保健計画を策定し、乳幼児の発育及び発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見と育児上の問題について、保健指導・相談等を実施します。そして、療育を必要とする乳幼児には、わかくさ発達相談室の事業を保護者に紹介し、早期療育につなげていきます。

わかくさ発達相談室では、親子教室等の事業を実施し、発達の課題への保護者の気づきに寄り添い、乳幼児の幼稚園や保育園への適応に向けた支援を行います。そして、わかくさ学園では一般の乳幼児施設に適応することが難しい乳幼児への療育を実施し、併せて保護者の負担軽減や心の支援を行っていきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
3-(1)-①	乳幼児健診	3～4か月・1歳6か月・3歳の乳幼児に対し、総合的な健診（身体計測、医師・歯科医師による診察等）を行い、疾病の早期発見・早期治療を図る。必要時、臨床心理士や栄養士・保健師による心理発達面・育児等の個別相談を行う。	健康課
3-(1)-②	発達健診	各健診の結果、運動及び精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対し、児童精神・小児神経の専門医による健診を行い、障害の早期発見・早期治療を図る。	健康課
3-(1)-③	心理経過観察健診（個別） 子どもグループ（集団）	（個別）心理面で要経過観察と判断された児に対して、臨床心理士による定期的な相談を行う。 （集団）発達面が気になる乳幼児や子育て困難な保護者に対し、遊びを取り入れた小集団指導を行い、発達支援やより良い親子関係づくりを目指す。	健康課
3-(1)-④	わかくさ学園での児童発達支援事業	【第5章 障害福祉計画に記載】	障害福祉課
3-(1)-⑤	わかくさ発達相談室での療育、相談事業	乳幼児の身体や言葉の発達についての相談を受ける。具体的な援助が必要な場合には、親子保育、言葉の指導、機能訓練を行う。	障害福祉課
3-(1)-⑥	児童福祉法上の児童通所支援事業	【第5章 障害福祉計画に記載】	障害福祉課

（２）特別支援教育の充実

共通の支援シートを活用して、就学前機関と小学校・特別支援学校間で障害のある児童についての情報を、保護者の同意に基づいて共有していきます。

就学時には、障害の特性に応じた多様な学びの場についての情報を保護者に十分に提供し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

教育委員会ではこれまでも、特別支援教育推進のため、固定及び通級の特別支援学級の設置に努めてきました。今後は、都のプランに沿って全ての小中学校で通級指導が受けられるよう、体制整備を図ります。また、特別支援学校に通う児童・生徒の副籍交流を推進します。

なお、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画によれば、平成 32 年度に久留米特別支援学校が知的教育部門の高等部の学校として開校されます。地域の新たな教育資源となりますので、都立特別支援学校との連携をいっそう強めていきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
3-(2)-①	支援シートによる 小学校・特別支援 学校との情報共有	・氏名、生年月日等基本事項の他、健康、日常生活、人との関係、コミュニケーション、行動、生活の特徴について、保護者及び就学前機関が記入する。 ・保護者から学校への要望、就学前機関から指導内容等で大切にしてきたこと、就学後も必要と思われることを記入する。	保育所 幼稚園 わかくさ 学園等
3-(2)-②	就学支援事業	義務教育を受けるにあたって合理的な配慮を必要とする児童生徒に対し、適切な教育が実施される環境を判定し、円滑な就学を支援していく。	指導室
3-(2)-③	特別支援学級による 特別支援教育の 推進	・義務教育を受ける際の、それぞれの児童生徒にあった合理的支援を学校で行う。 ・授業改善研究会の実施	指導室
3-(2)-④	要配慮児童への介 助員の配置	支援が必要な児童生徒が授業を受ける際の学級支援を行う。	指導室
3-(2)-⑤	都立学校に通学す る児童の副籍学校 との交流事業	特別支援学校と地元の小中学校の両方で学籍を置き、直接、間接の交流を行う。	指導室
3-(2)-⑥	各小中学校の特別 支援教育の連携	特別支援学級設置校長会、特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担任研修会等の実施	指導室
3-(2)-⑦	全小中学校への特 別支援教室設置の 計画を推進	都のプランに沿ってすべての小中学校で通級指導が受けられる体制を目指す	指導室

(3) 保護者への就労支援の充実

～子ども・子育て支援事業計画～ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成24年に安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を最重要課題の一つとし、待機児童解消や社会全体で子ども・子育てを支援するため「子ども・子育て支援法」をはじめとする、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

市では、子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取組を一層促進するために、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていくため、平成27年度から5か年の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画のもとで、障害のある児童の保護者も、安心して働くことができる環境づくりを進めていきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
3-(3)-①	保育所による障害児保育の充実	保育所での障害児保育を充実するために、わかくさ学園等の専門的施設や機関と連携し、障害のある乳幼児に対し、早期治療や個々の発達状況に応じた保育を提供できるよう体制の充実を図る。	子育て支援課
3-(3)-②	障害児保育審査会	適切に障害児保育等が実施できるよう、障害児の保育所への入所の可否や処遇の検討等を行う。	子育て支援課
3-(3)-③	学童保育所での障害児保育の充実	平成27年4月より放課後児童健全育成事業の対象を小学6年生まで拡大する。障害児への対応については、児童2人につき補助員1名を配置するなどして、保育体制の充実を図る。 臨床心理士による研修の実施や、東京都主催の各種研修に参加するなどし、支援員、補助員の資質の向上を図る。	児童青少年課

4 安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進 ●●●●●●●●●●

グループホーム等の居住系サービスの充実を図るとともに、肢体不自由のある方に住宅改修費を支給して居宅での暮らしやすい環境づくりを支援します。

障害のある人でも、暮らしやすいまちづくりを目指して、公共施設等のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた福祉のまちづくりを推進します。このために、駅を管理する鉄道会社、交通施設を管理する警察署、商業施設をもつ民間企業等へ協力を求めています。身体障害者が安全に市内を移動できるよう、道路・歩道の環境改善に努めます。また、福祉有償運送事業者の運営費補助を実施していきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
4-(1)-①	障害者総合支援法上の居住系サービスの給付	グループホーム・入所施設 【第5章 障害福祉計画に掲載】	障害福祉課
4-(1)-②	シルバーピア管理事業	南町に市内7カ所目のシルバーピアを開設する。 生活協力員の設置、居住者の緊急対応、団欒室の管理等を行う。	福祉総務課
4-(1)-③	住宅改修費の給付	【第5章 障害福祉計画に掲載】	障害福祉課
4-(1)-④	公共施設でのバリアフリー化の推進	大規模改修時に、段差解消のためのスロープや誰でもトイレの設置を進める。	都市建設部 施設建設担当
4-(1)-⑤	小規模事業所、商業施設等のバリアフリー化の推進	福祉のまちづくり条例に基づき対象施設の区分に応じて、整備基準を定め、すべての人にとって住みやすく、訪れやすいまちづくりを推進する。	都市建設部 施設建設担当
4-(1)-⑥	道路整備と視覚障害者誘導用ブロックの敷設	・道路補修計画において道路を補修する際に、歩道のバリアフリー構造等を検討し進める。 ・公共機関・施設等の通行や利用者の多い箇所において、視覚障害者誘導用ブロックの設置を進める。	施設管理課
4-(1)-⑦	田無警察署への視覚障害者用信号機や時間延長タイプ信号機等の設置要望	市に届いた交通管理者の所管となる視覚障害者用信号等に関する要望について、田無警察署を通じて都公安委員会に要望を行う。	施設管理課

事業番号	事業名	事業内容	担当課
4-(1)-⑧	駅等の公共施設での音声誘導システムの管理	駅等の公共施設において、音声誘導システムを適正に管理する。	施設管理課
4-(1)-⑨	路上放置物の是正と啓発	市が管理する道路上に放置された自転車等を条例に基づき適正に撤去を行う。また、路上に置かれた商店の商品や広告看板等を交通管理者と共に是正指導を行う。	施設管理課
4-(1)-⑩	地域公共交通の充実に向けての研究	先進自治体の事例研究、国・東京都の補助制度の研究、説明会への参加、多摩六都公共交通担当実務者連絡会への参加、路線バス事業者との調整。	都市建設部 都市政策担当
4-(1)-⑪	福祉有償運送事業者への補助事業	在宅の高齢者及び障害者(児)で自力での交通手段の利用が不可能な者(移動困難者)を対象とする市内の特定非営利活動法人が実施する福祉有償運送事業に補助金を交付する。	福祉総務課 障害福祉課

昨年で 18 回目を迎えました！

こ・ら・む

聴覚障害者への理解を深める集い「市民手話まつり」

「東久留米市ろうあ協会」と市の共催で、「市民手話まつり」が市役所の市民プラザで毎年開催されています。聴覚障害のある方と触れ合いながら、お互いに理解を深めることができるよう企画をし、子どもから大人まで楽しむことができるイベントです。

平成 26 年は、講演会、手話劇、福祉機器等の紹介、聴覚障害の指導棋士による将棋教室、手話スタンプラリー等が行われ、多くの方にご来場いただきました。その他、バザーや模擬店もあり、楽しい企画が盛りだくさん！秋の休日、どうぞ足をお運びください。



〔 ろうあ協会メンバーによる和太鼓演奏 〕

(2) 情報アクセシビリティの向上と参政権の確保 ● ● ● ● ● ●

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人について、音声情報の提供と音訳ボランティアの養成、手話・要約筆記等の意思疎通支援を行い、情報提供のバリアフリー化を進めて情報弱者をつくらないよう努めます。

また、障害があっても選挙で一票を投じやすい環境を整えます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
4-(2)-①	声の広報事業	視覚障害を持つ希望者に対し、市報の音声版（デージー方式）の配布を行う。	企画調整課 秘書広報担当
4-(2)-②	アクセシビリティに配慮したホームページの再構築	市のホームページの閲覧が困難な障害者に対し、ホームページに読み上げ機能や文字拡大機能を付加し、情報入手を可能とする。	企画調整課 秘書広報担当
4-(2)-③	声の市議会だよりの作成と配布	目の不自由な方に市議会の活動を知っていただくため、音声版（デージー方式）の「声の市議会だより」を希望者へ配布する。	議会事務局
4-(2)-④	会議映像のインターネット配信事業	議会の映像をインターネット配信することにより、議会傍聴できない方へ情報提供を行う。	議会事務局
4-(2)-⑤	磁気ループ貸出事業	聴覚障害のある方、聴覚障害関連団体へ携帯型磁気ループを貸出する。	障害福祉課
4-(2)-⑥	情報・意思疎通支援用具の支給	視覚・聴覚障害（児）、音声・言語機能障害者等に対し、情報・意思疎通を支援するための日常生活用具を支給する。	障害福祉課
4-(2)-⑦	図書館でのハンディキャップサービス事業	・音訳ボランティアの養成事業 ・音訳図書の作成と貸出を行う。 ・来館困難者への図書の宅配サービスを行う。 ・対面朗読サービスを行う。	図書館
4-(2)-⑧	選挙における配慮	・点字投票、代理投票、郵送投票 ・指定施設における不在者投票を実施する。 ・声の選挙公報を作成する。	選挙管理委員会

(3) 防災・防犯のための地域ぐるみの協力体制をつくる ● ● ● ● ●

災害時に支援を要する障害のある人とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに、日頃から地域の中で顔見知りの関係を築くなどして、災害時等に安否確認、避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

コミュニケーションに困難のある障害者にヘルプカード・ヘルプ手帳を配布し、困っているときに周囲の人が気づき手を差し伸べやすい環境をつくります。

消費者トラブルから、障害者を守るための啓発的事業や消費者相談を実施します。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
4-(3)-①	災害時要援護者対策	・災害時要援護者支援計画の推進 ・手上げ方式の要援護者名簿の管理及び活用 ・避難行動要支援者名簿の作成及び管理、活用	防災防犯課 介護福祉課 障害福祉課 福祉総務課
4-(3)-②	防災訓練時の障害者の避難訓練の実施	総合防災訓練において、施設利用者を対象とした避難訓練を実施する。	障害福祉課
4-(3)-③	二次避難所の協定締結と設営に向けての訓練等	・防災行政無線の配備 ・二次避難所運営方法の検討	防災防犯課 介護福祉課 障害福祉課 健康課 子育て支援課
4-(3)-④	災害時医療救護所の運営	災害時医療救護所の運営方法の検討	健康課 防災防犯課
4-(3)-⑤	災害情報発信事業 防災行政無線放送のメール及びツイッター発信等	災害情報発信方法の多様化・多重化の推進	防災防犯課
4-(3)-⑥	ヘルプカード・ヘルプ手帳の配布	身体、知的、精神に障害のある方、発達障害のある方、難病のある方へ「ヘルプカード・ヘルプ手帳」を配布する。	障害福祉課
4-(3)-⑦	消費者トラブルから障害者を守る啓発事業等	消費者センター（市役所内）にて消費者トラブルに関する相談受付、消費者講座による消費者啓発や消費者教育を行う。	生活文化課

5 就労や社会活動による生きがいの推進

(1) 就労支援の充実と地域での仕事の開拓 ●●●●●●●●●●

働くことは障害のあるなしにかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、生きがいとなります。障害者が地域の中で生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加するためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

企業に対し、障害と障害のある人に対する理解の周知・啓発を図るとともに、障害のある人が、仕事に定着できるよう支援を充実させていきます。

地域に障害者の仕事を開拓するための施策の一つとして、一般財団法人機械振興協会技術研究所等と連携し、障害者就労支援事業所による3Dプリントサービスの試行事業を支援します。また、障害者の職場体験実習の拡大を図ります。

障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度立て、調達実績を公表するなどして、障害者の工賃向上へつなげる支援を行います。

就労支援室「さいわい」「あおぞら」の活動を一層活発にして一般企業への就職と定着を支援します。また、難病患者の就労支援にも取り組んでいきます。

障害者雇用促進法の一部改正により、平成30年からは法定雇用率の算定基礎に新たに精神障害者が追加されることが決まっており、5年間の期間内での完全実施が求められます。このため、市としても障害者の計画的な採用を進めていきます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
5-(1)-①	障害者総合支援法上の就労支援事業	【第5章 障害福祉計画に記載】	障害福祉課
5-(1)-②	就労支援室の運営	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の就労意欲の向上と一般就労の促進を図り、障害者の自立と社会参加を促進する。	障害福祉課
5-(1)-③	障害者職場体験実習	障害者就労支援の一環として、一般就労を目指す障害者の職場体験の機会を設ける。	障害福祉課
5-(1)-④	雇用促進パネル展	障害者雇用促進月間に、市内の事業所・就労支援室の活動をパネルにして展示する。また、就労支援室のスタッフが就労相談コーナーを設けて就労相談を実施する。	障害福祉課

事業番号	事業名	事業内容	担当課
5-(1)-⑤	3Dプリンターを活用した就労支援事業の試行	障害者の高付加価値な仕事として、障害者による3Dプリントサービスビジネスを実現することにより、就労支援施設の工賃向上を目指す。	障害福祉課
5-(1)-⑥	障害者就労支援施設等からの優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進などに関する法律に基づき、本市において障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。	管財課 障害福祉課
5-(1)-⑦	障害者の計画的な採用	法定雇用率を守るために、計画的に障害者を市職員として採用する。	職員課

こ・ら・む

職場実習を体験して（実習生の感想）

市役所での実習の2回目は、1回目に比べて緊張はあまりなく、仕事はシュレッター、ハンコ押し、書類まとめ等を行いました。ミスなく行うことができたと思います。

実習での目標は、挨拶とコミュニケーションを自分からすることでしたが、自分ではできたと思います。

印象に残った仕事は、書類まとめで、量がたくさんあり、なくなってはコピーしたりの繰り返しで大変でしたが、丁寧に分かりやすく指導していただいたので、やりがいがありました。



「障害者職場実習」を平成25年度から実施しています！

市では、東久留米市就労支援室「さいわい」と連携し、就労支援センター等各事業所に登録をしている障害のある人を実習生として受け入れ、企業就労を目指す人が障害福祉課で実際に業務を体験しています。現在まで8名が実習を受け、1名の方が就労しています。今後、就労支援室「あおぞら」等からも実習生を受け入れる予定です。

(2) 生涯学習活動への支援と余暇活動の充実 ●●●●●●●●●●

障害のある人が、スポーツ・文化など、様々な分野の生涯学習活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにつながります。健康づくりの面でも、余暇を過ごす意味でも、生涯学習を通じて交流を図りながら、身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、各種事業主催団体と連携して、障害者の社会活動への参加を促進します。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
5-(2)-①	文化協会への委託事業	お日さまサンサンフェスティバルの開催	生涯学習課
5-(2)-②	生涯学習センター支援協力事業	障害児・者のつどい支援、にぎやかカーニバル支援、ぽかぽか春の集い支援。	生涯学習課 ほか
5-(2)-③	手話奉仕員及び通訳者養成事業	手話講習会（入門・基礎・応用・実践）を開催し、聴覚及び言語に障害のある方に派遣する、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。	障害福祉課 職員課
5-(2)-④	手話通訳者研修会事業	市登録手話通訳者のさらなる意識・能力の向上を目指し行う研修会に対し補助を行う。	障害福祉課
5-(2)-⑤	障がい者スポーツ指導員育成事業	障がい者スポーツ指導員養成講習会に推進委員が参加	生涯学習課
5-(2)-⑥	子ども読書計画での障害児への図書提供	障害児の図書に関するニーズを把握し、支援関係機関へ図書情報の提供及び研修等を実施する。	図書館
5-(2)-⑦	オリンピック・パラリンピックへの協力	ボランティア募集などの案内送付。気運醸成事業などの周知。	生涯学習課 ほか
5-(2)-⑧	フットサル大会の実施	市内及び近隣市町村の福祉団体の方々とフットサルの試合を通して親睦交流を図る為に、障害者の方が参加するフットサル大会（東久留米市長杯）を実施する。	さいわい福祉センター ほか

6 心のバリアフリーの推進

(1) 全庁的な推進体制の確立

平成 28 年 4 月の法施行に備えて、総務部長・福祉保健部長と各部の庶務担当課長等から構成される全庁的な組織を設け、「社会的障壁の除去のための合理的配慮」による各施設・窓口での設備等の改善や、職員対応要領についての検討を行います。

(2) 市民への啓発事業の実施

市民に、差別解消法や障害者権利条約の主旨についての理解を広げるため、関係団体の協力を得て、啓発的事业に取り組みます。

事業番号	事業名	事業内容	担当課
6-(2)-①	夕涼みの会	市内の障害者施設が共催で東京学芸大学附属特別支援学校の敷地を借り、夏祭りを開催する。	さいわい福祉センターほか
6-(2)-②	びゅあ あーと展	圏域 5 市が連携し、障害のある人の作品展を開催することにより、その芸術・文化活動を推進するとともに、多くの圏域市民に障害のある人が制作した作品を鑑賞してもらうことにより、相互の理解を深める。	企画調整課 実行委員会 (障害者団体、福祉作業所)
6-(2)-③	手話祭りの開催	東久留米市ろうあ協会と協働で、市民の聴覚障害者への理解を深め、手話を普及させるためのイベントを実施する。	障害福祉課 障害者団体
6-(2)-④	いのちかがやけ作品展の開催	障害者による美術・工芸作品等の展示会を実施する。	社会福祉協議会
6-(2)-⑤	障害者週間にふさわしい啓発的事业	地域自立支援協議会の中で、障害者基本法に基づく障害者週間に相応しい事業としてどのようなことが可能か、検討していく。	障害福祉課

(4) サービス等利用計画の提供体制の確保 ●●●●●●●●●●

障害者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画相談支援の導入を着実に推進していきます。また、サービス等利用計画に関わらない一般相談にも、広く応えていける体制を目指していきます。

障害福祉計画の基本的な考え方

- (1) 訪問系及び日中活動系サービスの提供体制の充実
- (2) 一般就労等への移行支援の推進
- (3) 入所施設等からの地域移行の推進
- (4) サービス等利用計画の提供体制の確保

こ・ら・む

ご存知ですか？ユニバーサルデザインブロック

ユニバーサルデザイン（UD）ブロックは、歩車道境界ブロックで、歩道と車道の段差を部分的に解消するものです。市でもこのブロックの設置を開始しています。



〔市役所前の交差点のUDブロック〕

UDブロックの設置目的

- 車椅子のスムーズな通行
- 目の不自由な方の歩車道を判別する手がかりを残す



2 平成 29 年度に向けた目標の設定

国が定める「基本指針」に基づき、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」等に関する平成 29 年度における数値目標を定め、計画を推進します。

(１) 福祉施設入所者の地域生活への移行 ●●●●●●●●●●

平成 29 年度末における地域生活に移行する人について、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとします。

また、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	目標数値	算出方法
平成 25 年度末の施設入所者数	99 人	平成 25 年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	12 人 (12.1%)	平成 25 年度末の施設入所者のうち、平成 29 年度末までにグループホーム等へ移行する人数
削減見込数	6 人 (6.0%)	平成 29 年度末時点での施設入所者数の削減見込数

(2) 福祉施設から一般就労への移行促進 ●●●●●●●●●●

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	数値	算出方法
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	11 人	平成 24 年度中に福祉施設を退所して一般就労した人数の実績
目標年度の年間一般就労移行者数	15 人 (136%)	平成 29 年度中に福祉施設を退所して一般就労する人数の目標値

(3) 就労移行支援事業の利用者数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

就労移行支援事業の利用者数は、平成 25 年度末における利用者数から 6 割以上増加することを目指します。

【数値目標の設定】

項目	数値	算出方法
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	28 人	平成 25 年度末に就労移行支援事業を利用した人数の実績
目標年度の就労移行支援事業利用者数	45 人 (161%)	平成 29 年度末に就労移行支援事業を利用する人数の目標値

(4) 就労移行支援事業所の就労移行率 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを掲げています。目標に近づけるために、市内の企業等にも協力を求めて、職場実習の場を拡大するなどして、就労移行支援事業者をサポートする地域の協力体制づくりを目指していきます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

東京都は、施設入所や入院中の障害者の地域生活への移行や、親元にいる障害者の自立のために、地域の実情に応じた「地域生活支援拠点」の在り方を検討する必要がありますとしています。東久留米市では、この第 4 期の計画の中で、グループホームの拡充を進めると共に、多様な暮らしを支えるための仕組みを考えいきます。

地域生活支援拠点については、平成 27 年度から国と都でモデル事業が始まります。こうした補助事業や、27 年度からおかれることになる地域福祉コーディネーター、及び介護保険事業計画の中の生活支援コーディネーター等の機能を活用し、東久留米市において障害者の地域生活支援を充実させる方策について、自立支援協議会及びその専門部会の中で検討を進めます。

3 事業量の見込み

第3期計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開意向等を踏まえ、第4期における各種サービス事業量を見込みました。

(1) 訪問系サービス

○居宅介護

自宅で身体介護や家事援助などの支援を行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	90	84	86	91	96	101
利用時間数	989	967	943	1,015	1,071	1,127

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者や知的障害・精神障害で、常時介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的にを行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	15	17	20	23	25	27
利用時間数	4,906	5,954	7,000	7,900	8,587	9,274

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動が必要な情報を提供し、移動の支援を行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	21	22	23	24	25	26
利用時間数	318	317	349	358	373	388

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○行動援護

行動障害のある知的障害者・精神障害者で、常時介護を必要とする方に、移動の介護や危険回避の援護などを行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	19	21	19	20	20	20
利用時間数	830	863	609	780	780	780

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

○アンケート調査結果から、難病患者の居宅介護及び重度訪問介護の利用希望者数から、3年間の見込み量を上乘せした数値目標としました。

○介護保険の訪問介護事業所や居宅介護支援事業所で、障害福祉サービスが提供できるように指定を受ける事業所が増えてきています。市からの働きかけにより、地域にあるヘルパー資源を更に活用していきます。また、介護保険ヘルパーにも、障害者介護の特性について学ぶ機会を提供していきます。

○介護サービスの従事者となることを希望される市民に、近隣市で東京都から指定を受けて行われている「居宅介護従業者基礎研修」等の開催情報を提供していきます。

常に介護を必要とする障害者に対し、施設等で入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

区分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	195	217	225	232	241	250
利用日数	4, 055	4, 215	4, 350	4, 554	4, 752	4, 950

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

区分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	1	1	1	1	1	1
利用日数	12	22	14	16	16	16

知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	9	11	10	11	11	11
利用日数	129	172	177	176	176	176

87

○宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。

（年間あたり）

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	1	2	1	1	1	1
利用日数	31	52	28	30	30	30

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

（月あたり）

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	22	28	31	33	39	45
利用日数	344	489	555	566	669	772

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や提供を受けるもので、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	11	14	13	16	17	18
利用日数	174	270	253	294	312	331

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行うものです。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	274	264	271	275	280	285
利用日数	4,399	4,192	4,352	4,400	4,480	4,560

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を必要とする方に、病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	6	7	7	7	7	7

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

○短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。

(月あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	31	26	29	31	32	33
利用日数	282	175	250	255	264	272

H24、H25年度は年度末(3月)実績、H26年度は9月実績

【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 活動センターかなえの施設整備を行い、重度の障害者の日中活動場所確保へのニーズに対応します。
- 民間企業への協力を求め、障害者向けの仕事を地域で開拓し、工賃の向上を図るとともに、就労継続支援 B 型から A 型のキャリアパスを地域の中に生み出していきます。
- 就労移行支援事業所、就労支援室あおぞら・さいわい、ハローワークの連携を強化して、一般就労へ支援及び職場への定着支援を行います。
- サービスの量的な整備に加え、今後は質的な向上が求められます。各事業所での第三者評価の導入などを支援するとともに、障害者虐待に関する市の独自研修を継続的に行っていきます。また、社会福祉法人のサービス適正化に向け、市で法人監査と連動した指導検査を行える体制を検討します。

個性あふれる作品たちに会いにきてください

こ・ら・む

「ぴゅああーと展」 （多摩六都フェア）

「ぴゅああーと展」は、平成 27 年 1 月に第 9 回目を迎えました。この展覧会は、障害のある人の芸術文化活動を推進するとともに、多摩六都圏域市民の理解を深めることを目的とし、応募作品（絵画、工作、陶器など）の中から、専門家によって選考された作品を毎年展示しています。

第 9 回目は、応募が 302 作品（入選数 116 作品）あり、東久留米市の方の作品も 26 作品が出展されていました。会場には、BGMで小粋な音楽が流れ、作品とともにゆったりと鑑賞できるような空間となっていました。東久留米市役所（市民プラザホール）で 3 日間開催。初日のオープニングセレモニーでは、作者の紹介と、プロの音楽家によるミニコンサートも♪



〔 第 9 回目の様子 〕

(5) 特定相談支援と地域相談支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

○計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

○地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

(月あたり)

利用件数	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	1	8	33	64	65	66
障害児 相談支援	0	1	3	13	13	14
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

各年度月平均実績、H26年度は9月までの月平均実績

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

○早期に市内15カ所の指定特定相談支援事業所の体制をつくとともに、相談支援専門員の支援を行います。

(6) 自立支援医療 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

○自立支援医療（更生・育成・精神通院）

更生医療：18歳以上の身体障害者が、障害の軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。

育成医療：身体に障害があるか、病気のために将来障害が残る恐れのある18歳未満の児童が、手術等で改善・予防を図る場合に、その医療費を助成します。

精神通院医療：精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。

(年間あたり)

区分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生医療	73	78	80	80	82	82
育成医療	11	9	10	10	10	10
精神通院	1, 722	1, 796	1, 847	1, 899	1, 953	2, 008

[illegible]

身体障害者の身体機能を補完・代替するための用具（車いす・義肢・補聴器など）の購入費・修理費の一部を給付します。

(年間あたり)

区分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	249	221	270	275	280	285

(8) 地域生活支援事業

①委託相談支援・成年後見制度利用支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、自立した社会生活を支援します。その中で、障害者の虐待防止のための取り組みも行っています。また、判断に支援を要する知的障害者及び精神障害者には、権利擁護の視点から成年後見制度の利用支援を行います。首長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託相談支援実施個所	2	2	2	2	2	2
成年後見制度利用件数（※）	0	1	0	3	3	3

※首長申立て及び第三者後見人への報酬助成の利用者の件数

②移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施個所	33	33	33	33	34	34
実利用者数	264	272	270	270	280	280
利用時間数（ひと月）	2,460	2,466	2,450	2,450	2,500	2,500

③日常生活用具

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象範囲の拡大の必要性については、随時検討します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	5	10	12	12	13	13
自立生活支援用具	20	22	20	20	21	22
在宅療養等支援用具	6	12	10	10	11	12
情報・意思疎通支援用具	30	32	30	30	32	32
排泄管理支援用具	1,847	1,939	2,000	2,050	2,100	2,150
住宅改修	4	1	4	4	5	5

④日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所	5	5	5	6	6	6
実利用者数	146	203	176	210	210	210

【日中一時支援事業の見込量確保に向けての方策】

〇27年度からは、日中一時支援事業を行う事業所を第3期の障害福祉計画で掲げていた6カ所体制とし、見込み量を確保していきます。

※児童には放課後の支援策がありますが、成人には日中活動終了後の支援策がないため、日中一時支援のグループ支援方式を検討すべきとの意見が出されました。訪問系サービスと移動支援等の併用によっても、なお充足されないニーズについて、調査・研究が必要です。

⑤手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳	142	209	200	200	210	210
要約筆記	64	49	52	52	55	55

⑥手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

(年間あたり)

区分	第3期（実績）			第4期（見込み）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
養成講習 修了者数	56	47	53	55	55	57

⑦地域活動支援センター

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする地域活動支援センターの機能を充実させていきます。障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を強化していきます。

【地域活動支援センターの種類】

I 型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であることが条件。

II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが条件。

(年間あたり)

区分		第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
Ⅰ型	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	68	61	49	60	60	60
Ⅱ型	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	25	28	32	35	35	35

⑧その他（自動車運転免許・改造助成事業）

障害者が自動車運転免許を取得する費用、及び、身体障害者が運転する自動車の操向装置及び駆動装置を改造する費用の一部を助成します。

(年間あたり)

区分	第 3 期（実績）			第 4 期（見込み）		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運転免許所得助成	4	6	5	5	5	5
自動車改造助成事業	4	2	3	3	3	3

第6章

計画の推進に向けて

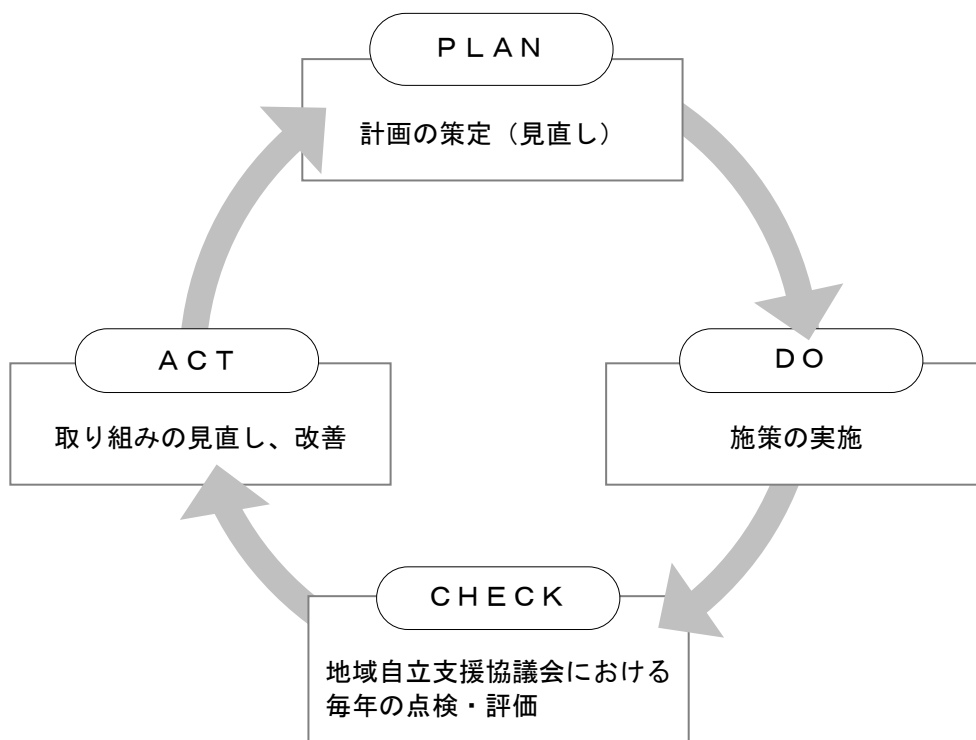
1 計画の推進体制と進行管理

(1) 地域自立支援協議会による障害福祉計画の進行管理 ● ● ● ●

障害福祉計画は、27年度から29年度が第4期の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを障害者抜きには決めない」ことを基本とし、自立支援協議会委員には必ず障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の1を目安に選任していきます。一方、専門部会の「住みよいまちづくり部会」には、広く一般の市民が加わるように運営していきます。

「PDCAサイクル」のイメージ



（２）行政内部における推進体制の強化 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

障害者計画については、これまで 10 年間の地域福祉計画の中に包含して策定していました。今回から個別計画として独立させるとともに、計画期間を 6 年間に短縮しました。このため、計画の中間評価は行わず、5 年経過時点を目途に振り返りの評価を行っていくこととします。

なお、障害者差別解消法の施行に向けた準備については、別途、全庁的な推進体制を構築して進めます。

（３）関係者・関係機関のネットワーク化の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

障害のある人を子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施していくためには、医療・保健・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野の連携を図っていく必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発を進めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO 団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、様々な関係者・関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

参考資料

1 検討経過

会議名	年月日	内容
第1回障害者計画検討委員会	H26. 5. 28(水)	1 障害者計画と障害福祉計画策定作業の進め方の説明 2 施策分野と関係部署の確認 3 今回の計画期間について 4 障害者計画策定のスケジュール案について 5 計画策定のための意識・実態調査の内容について
第1回東久留米市地域自立支援協議会	H26. 6. 3(火)	1 報告事項 ・法改正及び 26 年度予算、障害者施設整備状況の説明 ・専門部会報告（まちづくり部会・相談支援部会） 2 協議事項 ・第4期障害福祉計画の策定について
第2回障害者計画検討委員会	H26. 8. 5(火)	1 意識調査の回収率について 2 障害者計画・障害福祉計画策定にあたっての基本的なスキーム 3 市の障害者（児）関係施策の現状
第2回東久留米市地域自立支援協議会	H26. 8. 28(木)	1 報告事項 ・相談支援部会報告 ・ニューズレター第2号の発行について ・アンケート調査の回収状況 ・障害者計画検討委員会の報告 ・27年度中の施設整備計画について 2 協議事項 ・平成 25 年度の障害福祉計画の進捗状況に対する評価と意見 ・虐待防止研修の共催の承認について 3 その他 ・第3回以降の全体会の予定について ・今後の計画策定作業と部会の運営について
第3回障害者計画検討委員会	H26. 10. 8(水)	1 意識調査の集計結果について 2 障害者団体・事業所へのヒアリングについて

会議名	年月日	内容
第3回東久留米市地域自立支援協議会	H26. 10. 14(火)	1 報告事項 ・住みよいまちづくり部会報告 ・その他 2 協議事項 (1) 計画素案について ・市民意識調査結果の説明と分析 ・重点施策の検討 ・クロス集計の必要があるもの (2) 事業者アンケート及び団体アンケートの案について (3) その他 ・共催研修について ・小山選手の講演会の後援要請について
第5回東久留米市地域自立支援協議会	H26. 12. 12(火)	1 報告事項 (1) 相談支援部会の報告 (2) 「障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査結果報告書」について (3) 合理的配慮に関する研修報告について 2 協議事項 (1) 計画の素案について (2) その他
第4回障害者計画検討委員会	H26. 12. 16(火)	1 障害者計画・障害福祉計画の素案について 2 各課の施策について
第5回障害者計画検討委員会	H27. 1. 23(火)	1 各章の変更点について 2 第4章の各課の事業について 3 今後の予定について
第6回東久留米市地域自立支援協議会（公開）	H27. 2. 11(水)	1 定例会 ・計画書素案で第5回協議会との変更部分の説明と討議 2 市民参加型 ・障害者計画・第4期障害福祉計画（素案）について意見交換
パブリックコメント	H27. 2. 11（水） ～ H27. 3. 3（火）	意見件数36件
アンケート調査	H26. 7. 24（木） ～ H26. 8. 13（水）	障害のない20歳から65歳までの市民から800名を無作為抽出。 障害や慢性疾患のある方から障害種別ごとに2,200名を無作為抽出。

2 東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1 東久留米市地域福祉計画（平成17年3月改定）の改定及び東久留米市障害者計画の策定に係る事項を検討するため、東久留米市地域福祉計画及び障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は次の事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1） 地域福祉計画の改定について
- （2） 障害者計画の策定について
- （3） その他必要な事項

（組織）

第3 委員会の委員は、別表のとおりとする。

（任期）

第4 委員の任期は、第2の規定による報告が完了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉保健部長、副委員長は子ども家庭部長とする。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が会議の出席委員を指名した場合は、この限りでない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課及び障害福祉課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

付 則

1 この訓令は、平成25年5月22日から施行する。

2 この訓令は、第2の規定による報告を市長へした日の翌日をもって、その効力を失う。

別表（第3関係）中 障害者計画検討委員会委員

職 名
福祉保健部長
福祉保健部福祉総務課長
福祉保健部障害福祉課長
福祉保健部介護福祉課長
福祉保健部健康課長
子ども家庭部子育て支援課長
子ども家庭部保育課長
企画経営室企画調整課長
市民部防災防犯課長
都市建設部施設建設担当課長
教育部学務課長
教育部指導室長
教育部生涯学習課長

3 東久留米市地域自立支援協議会設置要綱

（目的）

第1 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の2の規定に基づき、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- （2）地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- （3）地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- （4）障害福祉計画に関すること。
- （5）その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

（委員構成）

第3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから17名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

- （1）障害福祉に関する学識経験者
- （2）障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者
- （3）相談支援事業者
- （4）障害福祉サービス事業者
- （5）保健医療関係者
- （6）教育関係者
- （7）就労支援関係者
- （8）民生児童委員の代表者
- （9）社会福祉協議会の代表者

（会長及び副会長）

第4 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会議）

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

（専門部会）

第7 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（守秘義務）

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局及び庶務）

第9 協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は事務局及び障害福祉課において処理する。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

4 東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（平成 26 年度）

種 別	人数	氏 名（敬称略）	専門部会	備 考
障害福祉に関する学識経験者	1	会 長 奥住 秀之		
障害当事者又は障害者団体・家族会の代表者	5	長田 菜穂美	住みよいまちづくり	副部会長
		河野 尚孝	相談支援	
		及川 静子	住みよいまちづくり	
		平山 征子	住みよいまちづくり	
		小田島 榮一	相談支援	
相談支援事業者	2	水谷 貞子	住みよいまちづくり	
		鯨岡 守江	相談支援	
障害福祉サービス事業者	3	副会長 磯部 光孝	住みよいまちづくり	部会長
		高原 聡	相談支援	部会長
		有馬 優子	相談支援	副部会長
保健医療関係者	1	小林 啓子	住みよいまちづくり	
教育関係者	1	野村 理津子	相談支援	
就労支援関係者	1	渡邊 次夫	相談支援	
民生児童委員の代表者	1	池田 美智子	住みよいまちづくり	
社会福祉協議会の代表者	1	岡野 泰嗣	相談支援	
合 計	16			

※ 委員任期 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

5 市内施設一覧

【通所系事業所（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	東久留米市立さいわい福祉センター	生活介護（８） 就労移行支援（１２）
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	生活介護（５）・短期入所（３）
社会福祉法人森の会	広域地域ケアセンター パオパブ	自立訓練（生活訓練）（６） 就労移行支援（１６） 就労継続支援Ｂ型（２３）
社会福祉法人森の会	プラタナス	生活介護（２０） 自立訓練（生活訓練）（１５）
社会福祉法人イリアンソス	活動センターかなえ	生活介護（２０）
社会福祉法人イリアンソス	のぞみの家	生活介護（２０）
社会福祉法人イリアンソス	なかまの家	生活介護（１５）
社会福祉法人すぎのこ	まあぶる	就労継続支援Ｂ型（２０）
社会福祉法人すぎのこ	えいぶる	就労継続支援Ｂ型（３５）
社会福祉法人椎の木会	第二どんぐりの家	就労継続支援Ｂ型（２０）
社会福祉法人椎の木会	どんぐりの家	就労継続支援Ｂ型（２５）
社会福祉法人リブリー	すばる	生活介護（２２） 就労継続支援Ｂ型（１８）
社会福祉法人しおん保育園	しおん学園（忘れな草）	就労継続支援Ｂ型（１０）
特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米	ピープルファースト東久留米	就労継続支援Ｂ型（１２）
特定非営利活動法人武蔵野の里	くるめパソコン作業所	就労移行支援（１０） 就労継続支援Ｂ型（１０）
特定非営利活動法人武蔵野の里	ぶどうの郷	就労継続支援Ｂ型（２０）
特定非営利活動法人コイノニア	就労支援事業所 コイノニア	就労継続支援Ｂ型（２０）
特定非営利活動法人仲間と共に歩む会	就労支援事業所共同作業所久留米の家	就労継続支援Ｂ型（２０）
特定非営利活動法人チャレンジャー支援機構	パン工房モナモナ	就労継続支援Ｂ型（２０）
株式会社アールキューブビジネスサポート	きぼう工房東くるめ	就労継続支援Ａ型（１０） 就労継続支援Ｂ型（１０）

【居住系事業所（施設入所支援・共同生活援助）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	施設入所支援（30）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮2	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮3	共同生活援助（4）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第一氷川台寮	共同生活援助（6）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第二氷川台寮	共同生活援助（6）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第三氷川台寮	共同生活援助（2）
社会福祉法人椎の木会	グループホームどんぐり中央荘	共同生活援助（6）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮にじ	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮そら	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮うみ	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮かぜ	共同生活援助（7）
特定非営利活動法人武蔵野の里	グループホームむさし野1	共同生活援助（6）
社会福祉法人森の会	優朋	共同生活援助（7）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル生活寮	共同生活援助（3）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル第二生活寮	共同生活援助（2）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル第三生活寮	共同生活援助（3）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第1	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第2	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第3	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人コイノニア	コイノニアホーム	共同生活援助（6）

【児童系事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	東久留米市立わかくさ学園	児童発達支援（35）
特定非営利活動法人在宅支援グループ優友	アフタークラブ・てんとうむし	放課後等デイサービス（10）
特定非営利活動法人 かるがも花々会	だっく	放課後等デイサービス（10）
特定非営利活動法人 かるがも花々会	ぐ〜す	放課後等デイサービス（10）
社会福祉法人イリアンソス	このみ	放課後等デイサービス（10）
社会福祉法人 しおん保育園	しおん学園	放課後等デイサービス（10）

【相談支援系事業所（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）】

法人名	事業所名	事業内容
東久留米市	東久留米市立さいわい福祉センター	計画相談支援
東久留米市	東久留米市立わかくさ学園発達相談室	障害児相談支援
社会福祉法人椎の木会	東久留米市地域生活支援センターめくるくまーる	計画相談支援・地域移行支援 地域定着支援
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	自立生活センターグッドライフ	計画相談支援・障害児相談支援 地域移行支援・地域定着支援
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	計画相談支援
社会福祉法人森の会	広域地域ケアセンター バオバブ	計画相談支援
社会福祉法人イリアンソス	イリアンソス相談支援センター	計画相談支援・障害児相談支援
特定非営利活動法人武蔵野の里	相談支援センター 武蔵野の里	計画相談支援
特定非営利活動法人チャレンジャー支援機構	モナモナ相談支援センター	計画相談支援
社会福祉法人すぎのこ	すぎのこ相談室	計画相談支援
特定非営利活動法人コイノニア	特定相談支援事業所 コイノニア	計画相談支援
特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来	相談ステーションむくむく	計画相談支援・障害児相談支援
特定非営利活動法人在宅支援グループ優友	相談支援センター くるみ	障害児相談支援

【教育相談】

設置主体	名 称	事業内容
東久留米市	中央相談室	教育に関する相談
東久留米市	滝山相談室	教育に関する相談

【地域生活支援事業所（移動支援・日中一時支援）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	さいわい福祉センター	移動支援 日中一時支援（８）
特定非営利活動法人自立援助センターログハウス	自立援助センター ログハウス	移動支援 日中一時支援（４）
特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり	介護ぐるーぷ めくもり	移動支援
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	自立生活センター グッドライフ	移動支援
特定非営利活動法人在宅支援グループ優友	在宅支援グループ 優友	移動支援 日中一時支援（５）
特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来	へるぱーすてーしょん 夢来夢来	移動支援 日中一時支援（５）
特定非営利活動法人 かるがも花々会	ヘルパーステーション かるがも	移動支援
特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある	地域ケアネットワーク ゆいまある	移動支援
社会福祉法人イリアンソス	イリアンソス このみ	移動支援 日中一時支援（５）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	成年後見サービス やすらぎ	移動支援
株式会社セントラルケア	ホームヘルプ ふみちゃん家	移動支援
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーさくら	移動支援
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア東久留米	移動支援

【就労支援室】

法人名	事業所名	事業内容
東久留米市	就労支援室「さいわい」	就労相談・支援 （主に身体・知的障害）
社会福祉法人椎の木会	就労支援室「あおぞら」	就労相談・支援 （主に精神障害）

**東久留米市障害者計画
第4期障害福祉計画**

平成27年3月

発行：東久留米市 福祉保健部障害福祉課
〒203-8555

東京都東久留米市本町 3-3-1

電話：(042) 470-7747

FAX：(042) 475-8181